

契約締結前 交付書面

契約概要／注意喚起情報

当書面は、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）およびご契約のお申し込みの際にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

Myページ ご利用の案内

ご契約成立後、お申し込み時に登録されたメールアドレスへMyページをご利用いただくための案内をお送りいたします。登録手続きを行っていただくと、ご契約内容の照会、各種お手続き依頼や重要情報のお知らせメールサービス、オンライン医療サポート[LIFE Well]など便利な機能をお使いいただけます。



<https://www.gib-life.co.jp/st/mypage/>

〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)の内容

本資料は以下の内容が記載されています。

■ 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)

契約締結前交付書面は、ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」および「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

契約概要

「商品ごとのページ」「特約のページ」「別表のページ」に分かれています。

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

注意喚起情報

「商品ごとのページ」「共通のページ」に分かれています。

ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

❗ あわせて「ご契約のしおり・約款」や申込書等をご確認ください。

契約締結前交付書面に記載されている、お支払事由および制限事項の詳細やご契約に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しています。お申し込みの商品の普通保険約款および特約条項(特約付加の場合)が契約内容となります。お客さまの申込内容については、申込書等でご確認ください。

■ 重要なお知らせ (72)

ご契約前にご確認いただきたい事項を記載しています。

■ 取引時確認について (73)

取引時確認に関するお客さまへのお願い、ご留意いただきたいことを記載しています。

■ FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)について (74)

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)の確認手続について記載しています。

■ 新たな保険契約への乗換について (75)

乗換に関するお客さまに不利益となる事項を記載しています。

■ 生命保険料口座振替について (76)

生命保険料口座振替約定事項を記載しています。

■ 販売担当者の情報端末による電子申込手続きに関するご案内 (77)

販売担当者の情報端末による電子申込手続き方法や申込内容確認方法等について記載しています。

■ ご契約の成立までにお客さまにお渡ししている重要な書類・資料の一覧 (78)

保険商品のご提案から保険証券のお届けまでに、お客さまにお渡しする重要な書類や資料の一覧を記載しています。

■ 個人情報の取扱いについて (79)

ジブラルタ生命が取得・利用する個人情報の取扱いについて記載しています。

■ 為替リスク・投資リスクやご契約にかかる費用のご説明用動画 (81)

外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク・変額保険の特別勘定の運用にかかる投資リスク等やご契約にかかる費用について動画でご確認いただけます。

●商品ごとの該当ページ

商品名 販売名称[正式名称]	ご利用目的	契約概要		注意喚起情報	
		商品ごと	特約	商品ごと	共通
米国ドル建終身保険	「米国ドル」による一生涯の死亡保障を希望される方に。	3～4	39～48	53～54	64～71
米国ドル建終身保険 (低解約返戻金型)	「米国ドル」による一生涯の死亡保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	3～4		55～58	
どるフィン [生存給付金特則付米国ドル建終身保険]	「米国ドル」による一生涯の死亡保障とともに、生存給付金のお受け取りを希望される方に。	5～7		53～54	
米国ドル建介護保障付終身保険 (低解約返戻金型)	「米国ドル」による一生涯の死亡保障や介護保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	8～10 別表①②		55～58	
米国ドル建軽度介護保障付 終身保険	「米国ドル」による一生涯の死亡保障や要介護1からの介護保障を希望される方に。	11～14 別表 ①～③		53～54	
米国ドル建軽度介護保障付 終身保険 (低解約返戻金型)	「米国ドル」による一生涯の死亡保障や要介護1からの介護保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	11～14 別表 ①～③		55～58	
米国ドル建特定疾病保障 終身保険 (低解約返戻金型)	「米国ドル」による三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に対する一生涯の保障を希望される方に。低解約返戻金型のため保険料が割安です。	15～16 別表③		55～58	
米国ドル建リタイアメント・インカム [米国ドル建年金支払型特殊養老保険]	「米国ドル」による老後資金準備と一定期間の死亡保障を希望される方に。	17～18		53～54	
米国ドル建養老保険	「米国ドル」による一定期間の死亡保障と資金準備を希望される方に。	19～20		53～54	
米国ドル建平準定期保険 (100歳満期)	「米国ドル」による万一の場合の長期保障を希望される方に。(事業保険)	21～22		53～54	
米国ドル建 初期死亡抑制がん定期保険	「米国ドル」による長期のがん保障や死亡保障を希望される方に。(事業保険)	23～25		53～54	
積立利率更改型一時払 終身保険(23)	「運用通貨」の特徴を活かした資産形成と一生涯の死亡保障を希望される方に。積立利率が一定期間で更改される、積立利率更改型の一時払終身保険です。	26～33	30～33	59～60	
変額保険(有期型)	一定期間の死亡保障と資産形成を希望される方に。特別勘定の運用実績に基づき、保険金等のお支払額が変動(増減)する保険です。	34～38 別表 ①～④	39～48	61～63	

※資料内は販売名称で記載いたします。

契約概要(外貨建①)
米国ドル建終身保険
(低解約返戻金型)
契約概要(外貨建②)
米国ドル建終身保険
(積立利率更改型一時払
終身保険(23))
契約概要
(安価保険(有期型))
契約概要
(特約・別表)
注意喚起情報
その他重要な事項

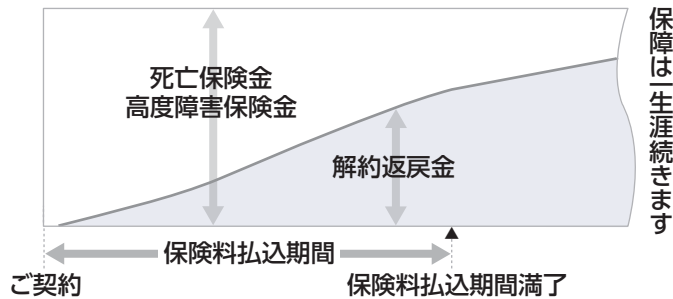
契約概要

主契約

米国ドル建終身保険 米国ドル建終身保険 (低解約返戻金型)

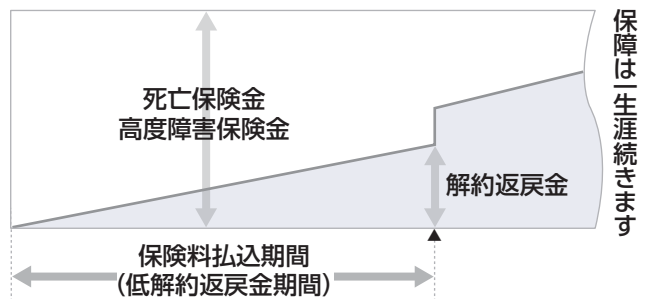
1 商品のしくみと特徴

例 【米国ドル建終身保険】



※ご契約内容によって保険料払込期間が終身となります。

【米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)】



保険料払込期間満了

- この商品は、万一の保障を一生にわたり確保できる生命保険です。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

【米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)の解約返戻金について】

- 米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)は低解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、ジブラルタ生命の「米国ドル建終身保険」の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額となります。保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を円でお支払する場合には、ジブラルタ生命の「米国ドル建終身保険」の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、ジブラルタ生命の「米国ドル建終身保険」の米国ドルでお支払する解約返戻金額と同額となります。

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません)

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が5万米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
「注意喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金(67)」をご確認ください。

4 保険金等をお支払できない場合

「注意喚起情報」の「**5**保険金等をお支払できない場合(66)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

ご契約にかかる費用

ご契約には、米国ドル建終身保険の場合、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)の場合、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。



為替リスク

お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、米国ドル建終身保険は「注意喚起情報(53・54)」、米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)は「注意喚起情報(55～58)」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】
(39～48)をご確認ください。

- 米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)*1
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*2
- 介護前払特約
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約*2
- 円換算貸付特約*2
- 保険証券等の電子化に関する特約

*1 米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)のみに付加できます。 *2 ご契約時には付加できません。

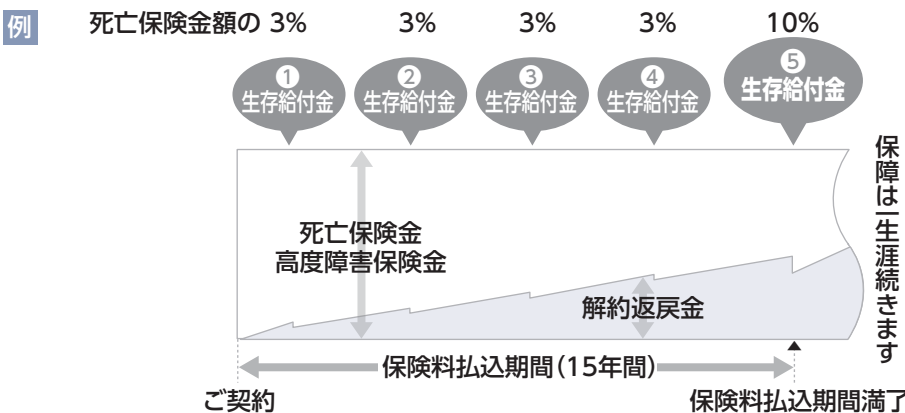
契約概要

主契約

どるフィン

生存給付金特則付米国ドル建終身保険

1 商品のしくみと特徴



- この商品は、万一の保障を一生涯にわたり確保できる生命保険です。
 - 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
 - ご契約後3年ごとに計5回「ジャンプ・ボーナス」(生存給付金)がお受け取りになれます。支払日は、好きな日を指定いただけます。
 - 生存給付金額は契約日から3、6、9、12年後の契約応当日以後最初に到来する生存給付金支払日においては死亡保険金額の3%、契約日から15年後の契約応当日以後最初に到来する生存給付金支払日においては死亡保険金額の10%を指定したものとします。
- ※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。
- ※生存給付金は、指定されたお受取日から、実際にお客さまの口座等に着金するまでには所要の日数がかかりますのでご注意ください。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
生存給付金	生存給付金支払日に被保険者が生存されているとき

- ※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません)
- ※生存給付金はお支払事由が生じたときから、ジブラルタ生命所定の利率により付利して自動的に据置き、請求があったとき、ご契約が消滅したときまたは最終の生存給付金支払日から10年が経過した据置期間満了時にお支払します。

- ※生存給付金支払日が年単位の契約応当日と同一でない場合、生存給付金額にジブラルタ生命所定の率で計算された加算額を加算します。
- ※死亡または高度障害状態に該当された日以後に到来する生存給付金支払日における生存給付金のお支払はありません。
- ※生存給付金支払日は変更することができます。
- ※死亡保険金額を減額すると、その減額割合に連動して生存給付金額も減額されます。(死亡保険金額のみまたは生存給付金額のみの減額はできません)
- ※リビング・ニーズ特約による一部または全部の死亡保険金支払後も、この特約による保険金を請求した日からその日を含めて6カ月以内に生存給付金支払日が到来する生存給付金のみ、主契約が減額または消滅しなかったものとしてお支払します。
- ※介護前払特約による第1回介護年金の支払日以後に、最終の生存給付金支払日が到来する生存給付金は、主契約が減額されなかったものとしてお支払します。
- ※生存給付金特則のみの解約はできません。

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
「注意喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金(67)」をご確認ください。

4 保険金等をお支払できない場合

「注意喚起情報」の「**5**保険金等をお支払できない場合(66)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。



為替リスク

お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、「**注意喚起情報(53・54)**」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】
(39～48)をご確認ください。

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約 ● 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約* ● 介護前払特約
- 円換算払込特約 ● 円換算支払特約* ● 円換算貸付特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

*ご契約時には付加できません。

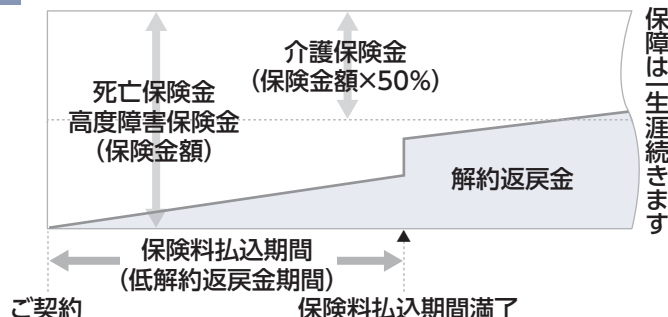
契約概要

主契約

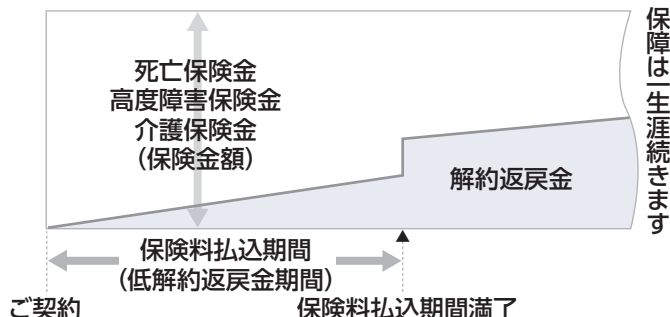
米国ドル建 介護保障付終身保険 (低解約返戻金型)

1 商品のしくみと特徴

例 【介護保障50%プラン】



【介護保障100%プラン】



- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または介護保険金のお支払事由に該当されたときの保障を一生涯にわたり確保できる生命保険です。
- 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合、介護保険金をお支払します。また、被保険者が満65歳未満でジブラルタ生命所定の要介護状態に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続している場合でも、介護保険金をお支払します。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は低解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額となります。保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を円でお支払する場合には、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額と同額となります。

【介護保障50%プランの場合】

- 介護保険金(保険金額×50%)をお支払したときは、介護保険金のお支払事由に該当された日にさかのぼって介護保険金と同額の保険金額が減額され、以後の保障は、死亡または所定の高度障害状態になられたときの保障のみとなります。
- 介護保険金をお支払したときは、以後の保険料のお払い込みが免除になります。

【介護保障100%プランの場合】

- 死亡保険金、高度障害保険金、介護保険金(保険金額と同額)のいずれかをお支払したときは、保険契約は消滅します。

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金 (保険金額)	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金 (保険金額)	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、 所定の高度障害状態になられたとき
介護保険金 [介護保障50% プランは、 保険金額の50% 介護保障100% プランは、 保険金額]	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、 以下のいずれかに該当されたとき ①被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、ジブラルタ生命 所定の要介護状態*1に該当し、その状態に該当された日からその 日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確 定されたとき ②公的介護保険制度の要介護2以上の状態*2に該当されていると 認定されたとき

*1・*2
ジブラルタ生命所定の要介護状態*1・公的介護保険制度の要介護2以上の状態*2については、それぞれ「別表①(49)」・「別表②(50)」をご確認ください。

※お支払事由に該当し、死亡保険金・高度障害保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません)

※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
「注意喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金(67)」をご確認ください。

4 保険金等をお支払できない場合

「注意喚起情報」の「**5**保険金等をお支払できない場合(66)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 保険料の払込免除について

つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- ①被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき
- ②介護保障50%プランで介護保険金が支払われた場合

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。



為替リスク

お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。詳細については、「**注意喚起情報(55～58)**」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】
(39～48)をご確認ください。

- 米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)*1
- 介護保険金割増年金支払特約
- 介護前払特約(介護保険金支払後給付型)*1
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約 ●指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*2
- 円換算払込特約 ●円換算支払特約*2 ●円換算貸付特約*2
- 保険証券等の電子化に関する特約

*1 介護保障50%プランにのみ付加できます。 *2 ご契約時には付加できません。

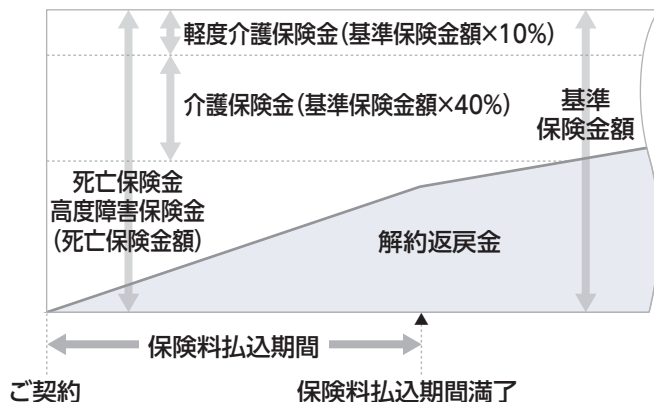
契約概要

主契約

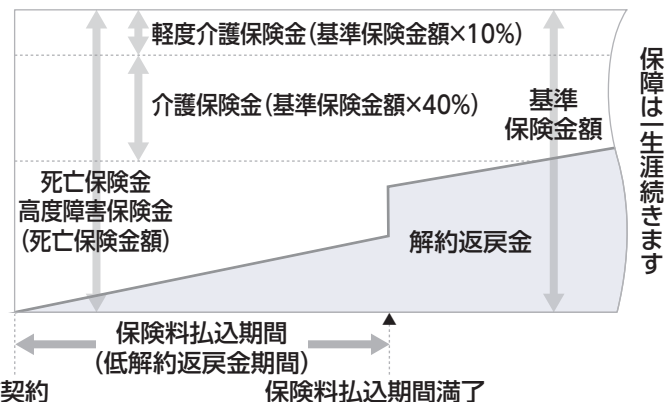
米国ドル建軽度介護保障付終身保険 米国ドル建軽度介護保障付終身保険 (低解約返戻金型)

1 商品のしくみと特徴

【米国ドル建軽度介護保障付終身保険】



【米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)】



※基準保険金額とは、死亡保険金、高度障害保険金、軽度介護保険金および介護保険金のお支払額を計算するための基準となる金額をいいます。

- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または軽度介護保険金もしくは介護保険金のお支払事由に該当されたときの保障を一生にわたり確保できる生命保険です。
- 公的介護保険制度の要介護1以上の状態に該当していると認定された場合、軽度介護保険金をお支払します。また、被保険者が満65歳未満でジブラルタ生命所定の軽度以上の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続している場合でも、軽度介護保険金をお支払します。
- 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合、介護保険金をお支払します。また、被保険者が満65歳未満でジブラルタ生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続している場合でも、介護保険金をお支払します。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

【米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)の解約返戻金について】

- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)は低解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、ジブラルタ生命の「米国ドル建軽度介護保障付終身保険」の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額となります。保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を円でお支払する場合には、ジブラルタ生命の「米国ドル建軽度介護保障付終身保険」の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、「米国ドル建軽度介護保障付終身保険」の米国ドルでお支払する解約返戻金額と同額となります。

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になったとき	死亡保険金額と同額
軽度介護保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、以下のいずれかに該当されたとき ①公的介護保険制度の要介護1以上の状態*1に該当していると認定されたとき ②被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、ジブラルタ生命所定の軽度以上の要介護状態*2に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	基準保険金額 × 10%
介護保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、以下のいずれかに該当されたとき ①公的介護保険制度の要介護2以上の状態*3に該当していると認定されたとき ②被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、ジブラルタ生命所定の要介護状態*4に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	基準保険金額 × 40%

*1・*2・*3・*4

公的介護保険制度の要介護1以上の状態*1・ジブラルタ生命所定の軽度以上の要介護状態*2・公的介護保険制度の要介護2以上の状態*3・ジブラルタ生命所定の要介護状態*4については、それぞれ「別表②(50)(*1・*3)」・「別表①(49)(*2・*4)」をご確認ください。

※基準保険金額とは、死亡保険金、高度障害保険金、軽度介護保険金および介護保険金のお支払額を計算するための基準となる金額をいいます。

※軽度介護保険金のお支払前に介護保険金のお支払事由に該当された場合は、軽度介護保険金と介護保険金の両方をお支払します。

※お支払事由に該当し、死亡保険金・高度障害保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。

※死亡保険金、高度障害保険金、軽度介護保険金および介護保険金は重複してお支払しません。

※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、軽度介護保険金および介護保険金のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

死亡保険金額は下表のとおりとなります。

事由	死亡保険金額
軽度介護保険金および介護保険金をお支払する前に死亡または所定の高度障害状態になられたとき	基準保険金額 × 100%
軽度介護保険金のみをお支払した後に死亡または所定の高度障害状態になられたとき	基準保険金額 × 90%
介護保険金をお支払した後*5に死亡または所定の高度障害状態になられたとき	基準保険金額 × 50%

*5

介護保険金をお支払した後*5については、以下のいずれかの場合をいいます。

- ①軽度介護保険金をお支払した後に介護保険金をお支払した場合
- ②軽度介護保険金のお支払前に介護保険金のお支払事由に該当され、介護保険金をお支払した場合(軽度介護保険金と介護保険金を同時にお支払した場合)

【軽度介護保険金または介護保険金をお支払した場合の取り扱い】

- ①軽度介護保険金および介護保険金のお支払はそれぞれ1回とします。軽度介護保険金または介護保険金のお支払事由に該当された日以後、お支払した軽度介護保険金または介護保険金に対する保障は消滅します。
- ②①により消滅した軽度介護保険金または介護保険金の保障に対する保険料の払込義務は、軽度介護保険金または介護保険金のお支払事由に該当された日以後消滅します。
- ③軽度介護保険金または介護保険金をお支払した場合でも、基準保険金額は減額されないものとします。

※軽度介護保険金をお支払した場合、以後の保険料は変更(減額)されます。

※介護保険金をお支払した場合、以後の保険料のお払い込みは免除されます。

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が5万米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
「注意喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金(67)」をご確認ください。

4 保険金等をお支払できない場合

「注意喚起情報」の「**5**保険金等をお支払できない場合(66)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 保険料の払込免除について

つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

①介護保険金をお支払したとき

※軽度介護保険金のみお支払の場合は保険料の払込免除となりません。

②被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の身体障害状態に該当されたとき

③被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由*に該当されたとき

*保険料の払込免除事由の詳細については、「別表③(51)」をご確認ください。

※悪性新生物責任開始期前に悪性新生物(がん)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物(がん)による保険料の払込免除はしません。この場合、ご契約は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。

ご契約にかかる費用

ご契約には、米国ドル建軽度介護保障付終身保険の場合、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)の場合、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。



為替リスク

お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、米国ドル建軽度介護保障付終身保険は「注意喚起情報(53・54)」、米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)は「注意喚起情報(55～58)」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】
(39～48)をご確認ください。

- 介護保険金割増年金支払特約
- 介護前払特約(介護保険金支払後給付型)
- リビング・ニーズ特約 ●指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 円換算払込特約 ●円換算支払特約* ●円換算貸付特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

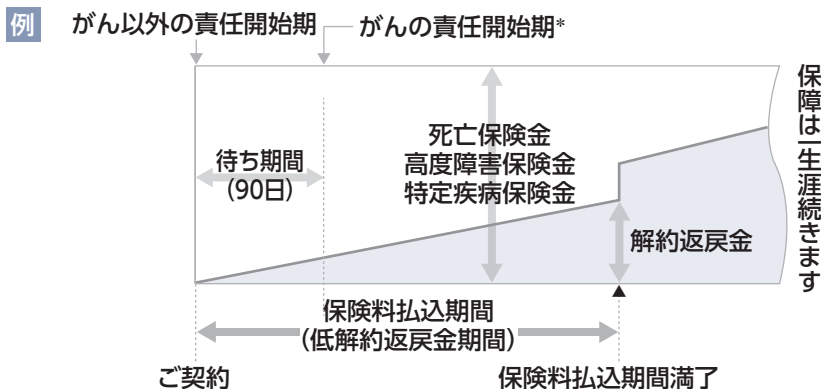
* ご契約時には付加できません。

契約概要

主契約

米国ドル建
特定疾病保障終身保険
(低解約返戻金型)

1 商品のしくみと特徴



*悪性新生物(がん)については責任開始日から、その日を含めて90日目日の翌日から保障します。

- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定のお支払事由に該当されたときの保障を一生涯にわたり確保できる生命保険です。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は低解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額となります。保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を円でお支払する場合には、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額と同額となります。

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき
特定疾病保険金	被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由*に該当されたとき *お支払事由の詳細については、「別表③(⑤)」をご確認ください。

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金および特定疾病保険金は重複してお支払しません)

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が5万米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
「注意喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金(67)」をご確認ください。

4 保険金等をお支払できない場合

「注意喚起情報」の「**5**保険金等をお支払できない場合(66)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。

為替リスク

お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、「**注意喚起情報(55～58)**」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】
(39～48)をご確認ください。

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約*
- 円換算貸付特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

*ご契約時には付加できません。

契約概要

【個人保険専用】

主契約

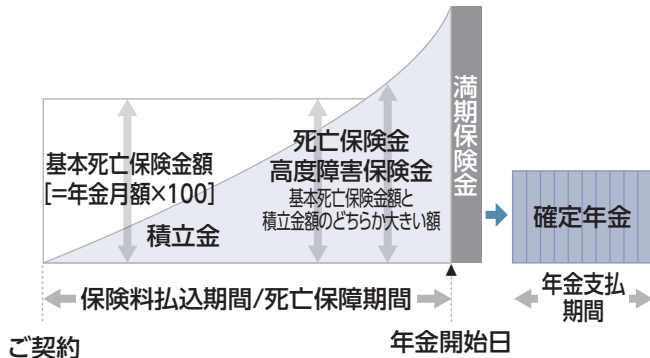
米国ドル建

リタイアメント・インカム

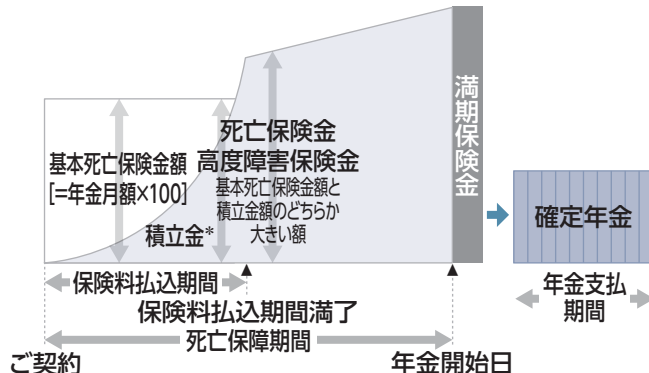
米国ドル建年金支払型特殊養老保険

1 商品のしくみと特徴

例 保険料払込期間が死亡保障期間と同一期間の場合



例 保険料払込期間が死亡保障期間よりも短い期間の場合



*保険料払込期間満了後に、積立金が基本死亡保険金額を上回る場合もあります。

- この商品は、死亡保障期間には万一の保障を、年金開始日の前日までにご選択いただくことで、確定年金または満期保険金のいずれかを死亡保障期間経過後にお支払する生命保険です。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
- 保険料の払込期間が、死亡保障期間と同一期間のお取り扱いと、死亡保障期間よりも短い期間のお取り扱いがあります。

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。また、保険料払込期間が死亡保障期間よりも短い期間の場合、お申し込み時に全期前納(将来の保険料の全部を前もってまとめてお払い込みいただく方法)のお取り扱いも可能です。その場合、第1回保険料の換算基準日は、保険料払込日(着金日)の前日となります。(その日が、ジブラルタ生命が主とする取引銀行の休業日に当たるときは、その直前の取引銀行の営業日が換算基準日となります)前納保険料の換算基準日は、ジブラルタ生命受領日(着金日)となります。実際に円でお払い込みいただく総合計保険料は、第1回保険料と前納保険料とを、それぞれ円に換算した金額を合計したものとなります。

※お申し込み時に満期保険金でのお受け取りのお申し出をいただきますので、年金開始日の前日までに年金開始手続きが行われなかった場合は、満期保険金でのお受け取りになります。確定年金でのお受け取りをご希望の場合は、年金開始日の前日までにお手続きください。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡保障期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、死亡保障期間中に所定の高度障害状態になられたとき
満期保険金	契約者が年金支払開始日の前日までに年金のお支払にかえて満期保険金支払を選択し、かつ被保険者が死亡保障期間満了の時に生存されているとき
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき
死亡一時金	被保険者が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき

※お支払事由に該当し、保険金または死亡一時金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は重複してお支払しません)

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の年金月額が500米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金がないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
「注意喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金(67)」をご確認ください。

4 保険金等をお支払できない場合

「注意喚起情報」の「**5**保険金等をお支払できない場合(66)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。



為替リスク

お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、「注意喚起情報(53・54)」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】
(39～48)をご確認ください。

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約*
- 円換算貸付特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

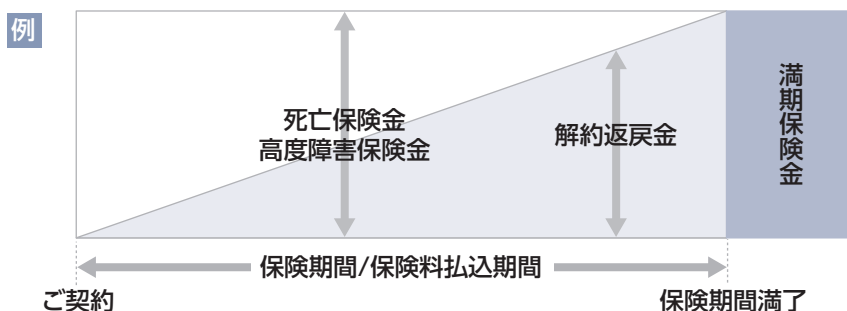
*ご契約時には付加できません。

契約概要

主契約

米国ドル建養老保険

1 商品のしくみと特徴



- この商品は、保険期間中には万一の保障を、保険期間満了時には満期保険金をお支払する生命保険です。
- 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
- 満期保険金額は死亡保険金額と同額となります。

※この保険には円換算払込特約(外貨建養老保険用)が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

※保険金のお支払は、一時支払と据置支払をお取り扱いします。また、年金特約(外貨建養老保険用)を付加することにより、年金支払をお取り扱いします。

※ご契約時に年金特約(外貨建養老保険用)を付加し、確定年金の年金支払期間20年にさせていただきます。年金支払期間および年金の種類の変更はジブラルタ生命所定の範囲内となります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき
満期保険金	被保険者が保険期間満了時まで生存されていたとき

- 契約者は受取人を指定・変更することができます。特に指定のない場合、満期保険金受取人は契約者とします。

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は重複してお支払しません)

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が5万米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
「注意喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金(67)」をご確認ください。

4 保険金等をお支払できない場合

「注意喚起情報」の「**5**保険金等をお支払できない場合(66)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「保険金を年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。



為替リスク

お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、「注意喚起情報(53・54)」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】
(39～48)をご確認ください。

- 年金特約(外貨建養老保険用)
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 円換算払込特約(外貨建養老保険用)
- 円換算支払特約(外貨建養老保険用)*
- 円換算貸付特約(外貨建養老保険用)*
- 保険証券等の電子化に関する特約

*ご契約時には付加できません。

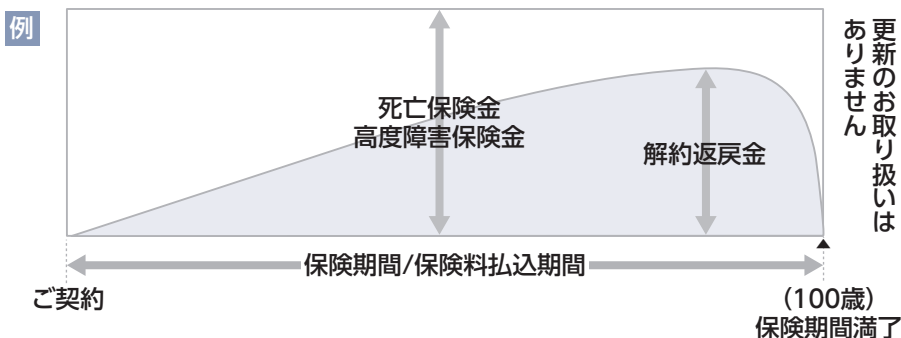
契約概要

【事業保険専用】

主契約

米国ドル建平準定期保険 (100歳満期)

1 商品のしくみと特徴



- この商品は、死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたときの保障を100歳までの長期にわたり確保できる生命保険です。(満期保険金はありません)
 - 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
- ※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

一時金以外の保険金や解約返戻金のお支払例

保険金は一時金として円でお支払しますが、以下の方法にて為替リスクの軽減を図ることも可能です。

【例1】据置

- お支払時の為替相場の状況に応じて保険金等や解約返戻金の全部または一部を米国ドルのまま据え置くことが可能です。
- 米国ドルで受領できる口座をお持ちであれば、米国ドルのままお支払することもできます。

【例2】年金支払

- 円でお支払する年金額の為替変動の平準化を図ることもできます。(年金基金が「米国ドル」の場合)
- ※この場合、外国通貨のお取り扱いによる費用がかかります。詳しくは「**注意喚起情報(5)**」をご確認ください。

※「保険金等の支払方法の選択に関する特約」を付加した場合の一例です。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払しません。また、満期保険金はありません)

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が15万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
「注意喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金(67)」をご確認ください。

4 保険金等をお支払できない場合

「注意喚起情報」の「**5**保険金等をお支払できない場合(66)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約(減額)の際にご負担いただく費用」がかかります。



為替リスク

お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
詳細については、「注意喚起情報(53・54)」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】
(39～48)をご確認ください。

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約*
- 円換算貸付特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

*ご契約時には付加できません。

契約概要(外貨建①)
米国ドル建
初期死亡抑制がん定期保険

契約概要(外貨建②)
「積立利率更改型」時払
終身保険(23)

契約概要
(「安額保険(有期型)」)

契約概要
(「特約・別表」)

注意喚起情報

その他重要な事項

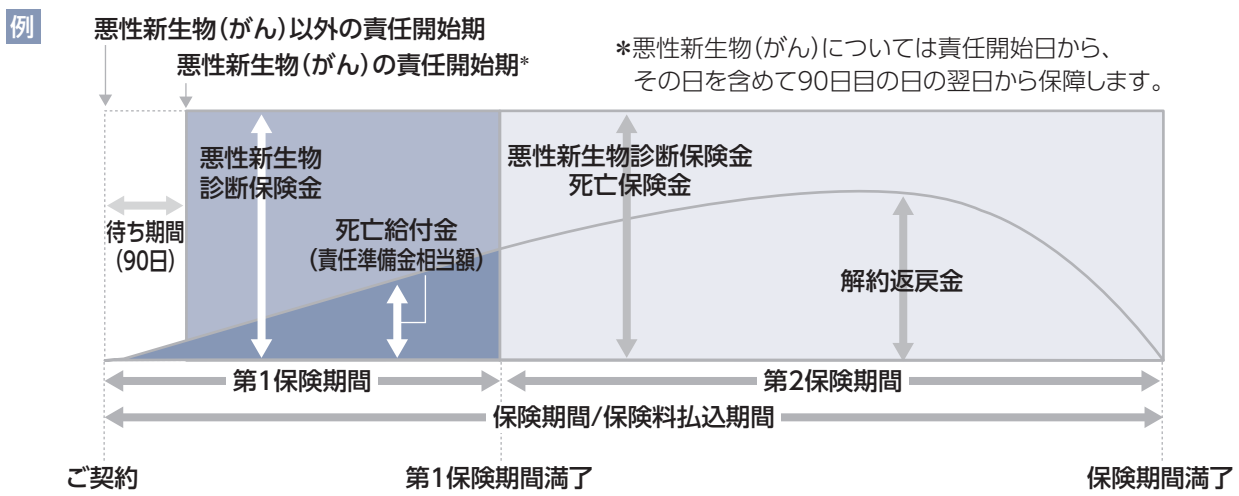
契約概要

【事業保険専用】

主契約

米国ドル建 初期死亡抑制がん定期保険

1 商品のしくみと特徴



- この商品は、所定の悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定されたとき、または死亡されたときの保障を一定期間確保できる生命保険です。
 - 所定の悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定された場合は、悪性新生物責任開始期以後の保険期間を通じて悪性新生物診断保険金をお支払します。死亡された場合は、第1保険期間中の死亡であれば死亡給付金を、第2保険期間中の死亡であれば死亡保険金をお支払します。
 - 保険料や保険金等が米国ドル建となっているため、払い込む保険料や受け取る保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
- ※この保険には円換算払込特約が付加されていますので保険料は「円」でのお払い込みになります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額
悪性新生物診断保険金	被保険者が悪性新生物責任開始期* ¹ 以後の保険期間中に、初めて悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検・剖検)により診断確定されたとき* ²	保険金額
死亡給付金	被保険者が第1保険期間* ³ 中に死亡されたとき	責任準備金相当額* ⁴
死亡保険金	被保険者が第2保険期間* ⁵ 中に死亡されたとき	保険金額

*1 責任開始期の属する日からその日を含めて90日目(日の翌日)(復活または復旧の取り扱いが行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期と同一)をいいます。

- ※2 病理組織学的所見(生検、剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。悪性新生物(がん)に関して、「上皮内新生物」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」は対象外です。また、がんの進行度を示す指標*においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、悪性新生物診断保険金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物診断保険金のお支払対象ではありません。
- ※国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。
- ※3 ご契約時に契約者が指定した契約日から起算したジブラルタ生命所定の期間をいいます。保険期間の途中で第1保険期間は変更できません。
- ※4 将来の保険金等をお支払するためにそれぞれのご契約に対して生命保険会社が積み立てている金額のことをいいます。
- ※5 第1保険期間が満了する日の翌日以後の保険期間をいいます。保険期間の途中で第2保険期間は変更できません。
- ※悪性新生物責任開始期前に悪性新生物(がん)に罹患したと一度でも診断確定された場合には、悪性新生物診断保険金は保険期間を通じてお支払しません。この場合、診断確定の日からその日を含めて6カ月以内に契約者からお申し出があったときは、この保険契約を無効とし、すでにお払い込みいただいた保険料を契約者に払い戻します。お申し出がなかったときは、この保険は死亡保障のみ継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。
- ※悪性新生物診断保険金の受取人は被保険者となります。ただし、契約者および死亡保険金受取人が法人である場合には、被保険者の同意を得て、悪性新生物診断保険金の受取人を契約者とします。この場合、悪性新生物診断保険金の受取人を契約者以外の者に変更することはできません。
- ※悪性新生物診断保険金をお支払した場合、保険契約は、悪性新生物診断保険金のお支払事由が生じたときから消滅したものとします。
- ※悪性新生物診断保険金、死亡給付金および死亡保険金は重複してお支払しません。また、満期保険金はありません。

3 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
「注意喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金(67)」をご確認ください。

4 保険金等をお支払できない場合

- 「注意喚起情報」の「**5**保険金等をお支払できない場合(66)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 保険料の払込免除について

つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- ①被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき
- ②被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の身体障害の状態に該当されたとき

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」「解約（減額）の際にご負担いただく費用」がかかります。

為替リスク

お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

詳細については、「**注意喚起情報（53・54）**」をご確認ください。

付加できる主な特約

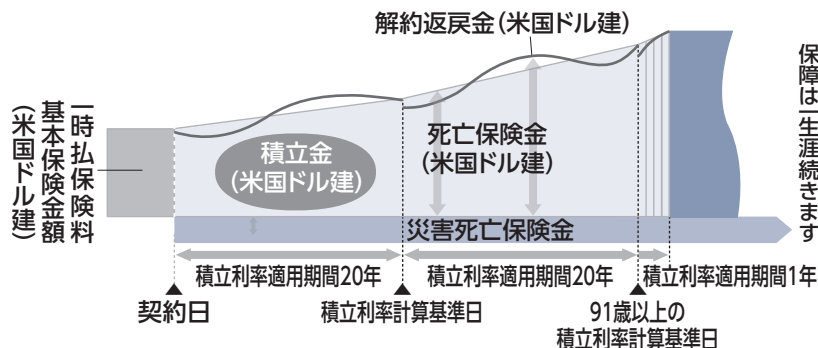
詳細は契約概要【特約】
（39～48）をご確認ください。

- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約
- 円換算払込特約
- 円換算支払特約*
- 円換算貸付特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約
- がん保険契約等の乗換に関する特約

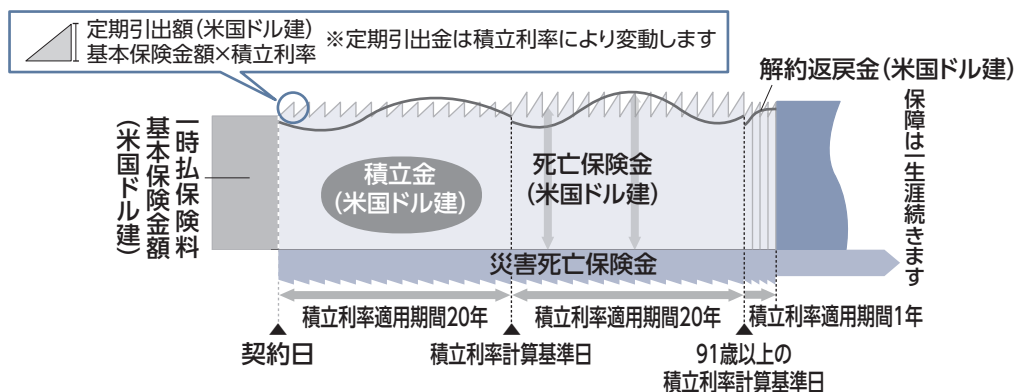
* ご契約時には付加できません。

1 商品のしくみと特徴

例 基本タイプ=積立金定期引出特約(23)が付加されていないタイプ(運用通貨が米国ドルの場合)



例 積立金定期引出タイプ=積立金定期引出特約(23)が付加されているタイプ(運用通貨が米国ドルの場合)



※このしくみ図は、将来の死亡保険金額、災害死亡保険金額、定期引出額等を保証するものではありません。

- この商品は、ご契約時に保険料を一時払でお支払いいただき、万一の保障を一生にわたり確保できる生命保険です。
- 運用通貨は米国ドル・豪ドルからジブラルタ生命の取り扱いの範囲内でご選択いただき、この保険にかかる金銭の授受は、運用通貨で行います。一時払保険料は、円で払い込むことができます(保険料円入金特約)。また死亡保険金、解約返戻金は、ご請求時にお申し出いただくことで円で受け取ることができます(円支払特約)。
- この保険は、外貨を円に換算するときには為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(外貨)を円に換算した場合の金額が、お支払いいただいた一時払保険料相当額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、解約(減額)時に市場価格調整が行われます。また、契約日から10年未満に解約(減額)する場合は、解約控除がかかります。このため、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 一時払保険料は、積立金として投入され、積立金は、積立利率^{*1}に応じて増加します。
- 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日(積立利率適用期間^{*2}満了の日の翌日)ごとに設定(更改)され、つぎに到来する積立利率計算基準日の前日まで適用されます。積立利率は積立利率適用期間中、変更されることはありません。

●積立利率は、毎月2回(1日と16日)設定されたものが適用されます。

●積立利率は、積立利率適用期間に応じた以下の利率とします。

【積立利率適用期間:1年超の場合】

所定の期間における各通貨の指標金利*³の平均値(基準利率)にジブラルタ生命が所定の範囲内で増減*⁴させて定めた率から、保険関係費用*⁵を差し引いた利率。

【積立利率適用期間:1年の場合】

ジブラルタ生命所定の利率から、保険関係費用*⁵を差し引いた利率。

●積立利率計算基準日における被保険者の年齢が91歳以上の場合は積立利率適用期間は1年となり、1年ごとに設定(更改)される積立利率は、91歳未満の場合に適用されていた積立利率よりも一般的に低くなります。

●積立利率は年0.01%が最低保証されます。また、米国ドル建のご契約で積立利率適用期間が1年超の場合は積立利率の上限が設定されていますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

●下記の＜積立金定期引出特約(23)を付加した場合＞を含めて、金利情勢等により、通貨によっては販売停止期間がある場合があります。

*1 積立利率については、ジブラルタ生命のホームページをご覧ください。

*2 積立利率適用期間について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*3 指標金利について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*4 「所定の範囲内で増減」とは、±1.5%になります。

*5 保険関係費用について、詳しくは「注意喚起情報(59)」をご覧ください。

＜積立金定期引出特約(23)を付加した場合＞

●ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金としてお支払します。

●定期引出金は、定期引出日(契約日から1年ごとの年単位の契約応当日)におけるジブラルタ生命所定の為替レート(円支払用の為替レート)を適用し、毎年の定期引出日に円でお支払します。外貨でのお支払はできません。

●定期引出金の額(定期引出金)は、積立利率適用期間ごと*に、「基本保険金額×積立利率」の算式によって計算される金額とします。

*定期引出日が積立利率計算基準日と同日となるときの定期引出額は、定期引出日の前日に属する積立利率適用期間における定期引出額となります。(このときの定期引出額は更改後の積立利率適用期間における定期引出額とはなりませんので、ご注意ください)

●定期引出金を支払われた場合、支払直後の積立金額は支払前の積立金額から定期引出額を差し引いた金額となります。

●積立利率は、基本タイプの積立利率から、定期引出に要する率を差し引いた利率となります。したがって、この特約を付加した時の積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります。

●基本保険金額の減額が行われた場合、減額日の属する積立利率適用期間において減額日以後の定期引出額が再計算(減額)されます。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由(概要)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき、死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払します。
災害死亡保険金	被保険者が不慮の事故等により死亡されたとき、死亡日における積立金の5%相当額を災害死亡保険金として、死亡保険金とあわせて死亡保険金受取人にお支払します。

※お支払事由に該当し保険金が支払われた場合、保険契約は消滅します。

3 解約 ※減額は「一部解約」となります

この保険は運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減することがあります。また、経過年数（契約日からその日を含めて解約日（減額日）までの年数）が10年未満で解約（減額）する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■解約（減額）時には、下記の式により解約返戻金が算出されます。

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{①市場価格調整率} - \text{②解約控除率}^{*1})$$

ただし、つぎの日に解約（減額）される場合は、市場価格調整が行われないことに加え、解約控除もかかりません。したがって、解約返戻金額は積立金額と同額になります。

- 積立利率計算基準日
- 積立利率適用期間が1年の期間に属する日

*1 解約控除率は契約日から10年を経過すると0になります。

①市場価格調整率

運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させる率で、経過年数や市場金利により変動します。この保険契約に「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が「解約日（減額日）に適用される積立利率を計算するための基準利率+A」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

市場価格調整率については、「ご契約のしおり・約款」の「ご契約の解約と解約返戻金について」をご覧ください。

基準利率およびAについては、ジブラルタ生命のホームページをご覧ください。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率を計算するための基準利率}^{*2}}{1 + \text{解約日（減額日）に適用される積立利率を計算するための基準利率}^{*3} + A^{*4}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*5}}{12}}$$

*2 「適用されている積立利率を計算するための基準利率」とは

解約日または減額日の属する積立利率適用期間中の、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率

＊3 「解約日（減額日）に適用される積立利率を計算するための基準利率」とは

解約日または減額日を契約日として、この保険契約の積立利率適用期間と同一の積立利率適用期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率を計算するための基準利率

＊4 「A」とは

基準利率を用いて積立利率を設定する日と解約日または減額日の間に生じる金利の変動や、債券等運用資産の売却にかかる取引費用に備えるためにジブラルタ生命が定めた率（ご契約時には定めず解約日（減額日）において右記の範囲内で設定されます）

運用通貨	率の範囲
米国ドル・豪ドル	0.00%以上 0.10%以下

＊5 「残存月数」とは

解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）に右記の係数を乗じた月数

運用通貨	積立利率適用期間	係数
米国ドル	20年	0.80
	15年	0.70
豪ドル	10年	0.90

「A」が設定されていることにより、「適用されている積立利率を計算するための基準利率」と「解約日（減額日）に適用される積立利率を計算するための基準利率」が同一であっても、解約（減額）時の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。たとえば、「適用されている積立利率を計算するための基準利率」と「解約日（減額日）に適用される積立利率を計算するための基準利率」が3%、「A」が0.10%の場合、残存期間に応じ、市場価格調整率としてつぎの表に記載している率が控除されます。

【豪ドル建／積立利率適用期間10年の場合】

残存年数 ^{（注1）}	10年 ^{（注2）}	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
市場価格調整率	0.87%	0.78%	0.70%	0.61%	0.52%	0.44%	0.35%	0.26%	0.17%	0.09%

※たとえば、残存年数10年の市場価格調整率は、市場価格調整率の計算における、残存月数108か月（120か月（10年）×0.90）で計算した率となります。

（注1）解約日（減額日）から起算して積立利率適用期間の満了日までの残存年数

（注2）「契約日」または「積立利率計算基準日の翌日」の率

②解約控除率

解約日（減額日）の積立金に以下の解約控除率を乗じた金額を積立金から差し引きます。経過年数が10年以上のご契約には解約控除はありません。

運用通貨	経過年数									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
米国ドル 豪ドル	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

※市場価格調整と解約控除について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」の「ご契約の解約と解約返戻金について」をご覧ください。

※解約返戻金に関しては、あわせて「注記喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金**（67）**」をご確認ください。

4 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

5 付加できる主な特約

特約名称	概 要
保険料円入金特約	●ジブラルタ生命所定の為替レート(円入金用の為替レート)を用いて外貨建の保険料を円によりお払い込みいただけます。 ●保険料円換算額*は、ジブラルタ生命所定の金額の範囲内で契約者にご指定いただき、お払い込みいただけます。この場合、お払い込みいただいた保険料円換算額に基づき、基本保険金額を計算します。(保険料円換算額を定める場合の特則) *保険料円換算額とは、契約者にお払い込みいただいた円建の金額のことです。 ※ジブラルタ生命所定の為替レートの変動に応じて、円でお受け取りになる保険金・解約返戻金等の額が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
円支払特約	外貨建の保険金・解約返戻金等をジブラルタ生命所定の為替レート(円支払用の為替レート)で円に換算しお受け取りいただけます。 ※ジブラルタ生命所定の為替レートの変動に応じて、円でお受け取りになる保険金・解約返戻金等の額が円でお払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
積立金定期引出特約(23)	●この特約の中途付加はできません。 ●この特約は直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約するお申し出をされた場合に限り、解約することができます。 ●定期引出金の受取人は契約者です。 ※詳細は、「1商品のしくみと特徴」をご確認ください。
遺族年金特約	死亡保険金および災害死亡保険金を一時支払にかえて年金*によりお支払します。年金の種類は確定年金のみです。 *年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等(予定利率等)に基づいて算出されるものです。ただし、年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額に満たない場合、お取り扱いできません。

特約名称	概 要
年金支払移行特約 積立利率更改型 一時払 終身保険用	契約日から5年経過以後、将来の死亡保障にかえて主契約の全部または一部を年金*でお支払します。年金の種類は確定年金、保証期間付終身年金、保証金額付終身年金のいずれかとなり、複数の年金種類を選択することも可能です。 *年金額は、この特約を付加した日における解約返戻金額を基準として、この特約を付加した日における年金の種類、基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。ただし、年金額がジブラルタ生命の定める最低年金額に満たない場合、お取り扱いできません。
介護年金移行特約 ※この特約を付加する場合は、指定代理請求特約の付加が必須となります。	契約日から1年経過以後、被保険者が第1回介護年金支払日に満40歳以上で、公的介護保険制度の要介護2以上の状態*¹に該当の場合または、満65歳未満でジブラルタ生命所定の要介護状態*²に該当し、その要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していると医師によって診断確定された場合、主契約の解約返戻金の全部または一部を、年金原資として、通常の年金よりも割増された介護年金で受け取ることができます。介護年金の受取人は被保険者です。 ■保証金額付介護終身年金 ●第1回介護年金の支払日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり、毎年の年金支払日に一定額の年金をお支払します。 ●第1回介護年金の支払日以後、死亡一時金保証期間*³中に被保険者が亡くなられた場合、年金原資額からすでにお支払した介護年金およびすでにお支払が確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（死亡一時金）をお支払します。 ■保証期間付介護終身年金 ●第1回介護年金の支払日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり、毎年の年金支払日に一定額の年金をお支払します。 ●第1回介護年金の支払日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに被保険者が亡くなられた場合には保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払します。 ●この特約の被保険者が第1回介護年金の支払日以後、一定期間内に亡くなられた場合、お受け取りいただく年金等の総額が年金原資の額を下回ることがあります。 ※介護年金額は、第1回介護年金の支払日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。年金額がジブラルタ生命所定の金額に満たないときは、年金支払のお取扱はできません。

特約名称	概 要
介護年金移行特約 ※この特約を付加する場合は、指定代理請求特約の付加が必須となります。	※この特約の年金および死亡一時金は、円によりお受け取りいただきます。外貨によるお受け取りはできません。 ※この特約は契約者と被保険者が同一の場合のみ付加可能です。 ※ジブラルタ生命は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。 ※1・※2 公的介護保険制度の要介護2以上の状態*1・ジブラルタ生命所定の要介護状態*2については、それぞれ「別表②(50)」 「別表①(49)」をご確認ください。 ※3 死亡一時金保証期間とは、死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から、支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額を超えることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。
指定代理請求特約 ※この保険でこの特約を付加する場合は、介護年金移行特約の付加が必須となります。	受取人である被保険者が以下に定めるいずれかの事情があるとき、被保険者(受取人)に代わって指定代理請求人が請求を行うことができます。 ①保険金等の請求を行う意思表示が困難であるとジブラルタ生命が認めた場合 ②ジブラルタ生命が認める傷病名の告知を受けていない場合 ③その他、①または②に準じる状態であるとジブラルタ生命が認めた場合 請求できる保険金等は次のとおりです。 ●主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等 ●主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料払込免除 ※保険金等の受取人が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。
保険証券等の電子化に関する特約	保険証券もしくは証書の発行にかえて、Myページ*に電子証券(「生命保険証券(契約成立証明書)」)等をPDFファイルにて提供します。「生命保険証券(契約成立証明書)」に表示する内容は、保険証券記載事項とみなされます。 ※Myページのご登録時にはメールアドレスの登録が必要です。(契約者が法人の場合、お申し込み時に未成年の場合、成年後見制度を利用されている場合はMyページのご登録はできません) ※Myページについては表紙の「Myページご利用の案内」をご確認ください。

特約名称	概 要
保険証券等の電子化に関する特約	●この特約を付加するためには、「ご家族登録制度」へのお申し込みが必要です。 ●つぎの事由に該当する場合はこの特約を付加できません。 ・死亡保険金等の受取人を4人以上指定される場合 ・契約者が法人の場合 ・契約者が未成年の場合 ・契約者が成年後見制度を利用されている場合 ※その他、ジブラルタ生命の定めるお取り扱いの範囲外となる場合、この特約を付加できないことがあります。 ●この特約はご契約成立後の中途付加はできません。また、この特約を解約することはできません。 ●契約者が変更された場合、この特約は消滅します。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金・遺族年金・介護年金支払中にご負担いただく費用」「解約（減額）の際にご負担いただく費用」がかかります。

為替リスク

この保険は、為替相場の変動による影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

解約（減額）時の市場価格調整

この保険は、解約（減額）時に市場価格調整が行われます。このため、市場価格調整により、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。市場価格調整とは解約返戻金等の受け取りの際に、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額等に反映されるしくみのことです。

詳細については、「**注意喚起情報（59・60）**」をご確認ください。

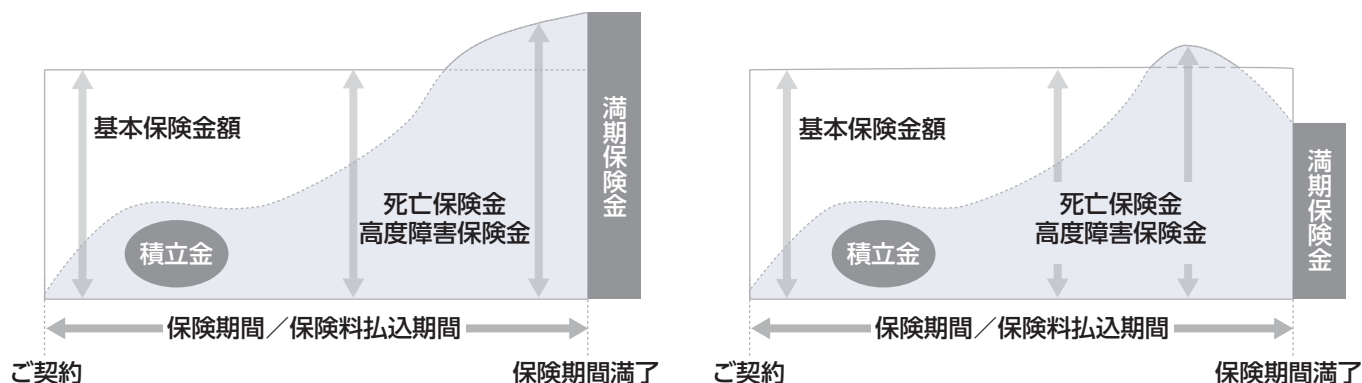


1 商品のしくみと特徴

例

満了時に積立金が基本保険金額*を上回った場合

満了時に積立金が基本保険金額*を下回った場合



*基本保険金額とは、保険契約締結の際、ジブラルタ生命所定の範囲内で契約者の申し出により定めた金額をいい、死亡保険金・高度障害保険金額の最低保証金額となります。

- この商品は、保険期間中に死亡されたとき、所定の高度障害になられたときの保障を確保し、また保険期間満了時には満期保険金をお支払する生命保険です。
- 保険金等の支払額は、特別勘定の運用実績に基づいて増減します。
- この保険の特別勘定は、国内外の株式・公社債および不動産投資信託等で運用されます。したがって、株価や債券価格の下落、為替の変動などによる影響を受け、満期保険金額や解約返戻金額がお払込保険料の合計額を大幅に下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 死亡保険金および高度障害保険金は、基本保険金額が最低保証されます。
- 満期保険金・解約返戻金に最低保証はありません。

※「変額保険(有期型)保険料払込免除ベーシック」は、【保険料払込免除：Ⅰ型】となります。

※「変額保険(有期型)保険料払込免除ワイド」は、【保険料払込免除：Ⅱ型】となります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	最低保証
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	基本保険金額または死亡した日の積立金額のいずれか大きい金額	基本保険金額
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	基本保険金額または所定の高度障害状態に該当した日の積立金額のいずれか大きい金額	基本保険金額
満期保険金	被保険者が保険期間満了時まで生存されていたとき	保険期間満了日の積立金額	ありません

※お支払事由に該当し、保険金をお支払した場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は重複してお支払しません)

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の基本保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 保険料の払込免除について

保険料払込免除には、保険料払込免除事由が異なるⅠ型・Ⅱ型があります。被保険者が、つぎの保険料払込免除事由に該当されたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

※ご契約時に保険料払込免除の型(Ⅰ型・Ⅱ型)を選択いただきます。ご契約成立後、保険料払込免除の型は変更できません。

●【保険料払込免除：Ⅰ型】

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、所定の身体障害状態に該当されたとき

●【保険料払込免除：Ⅱ型】

- ①被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、所定の身体障害状態に該当されたとき
- ②被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由*¹に該当されたとき
- ③被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、つぎの就労不能障害状態・要介護状態のいずれかに該当されたとき

就労不能障害状態	●国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件(国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。)のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当したと認定されたとき ●ジブラルタ生命所定の就労不能障害状態(精神の障害を除く)*²に該当されたとき
要介護状態	●被保険者が保険料払込免除事由該當時に満65歳未満で、ジブラルタ生命所定の要介護状態*³に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ●公的介護保険制度の要介護2以上の状態*⁴に該当していると認定されたとき

- * 1 保険料の払込免除事由の詳細については、「別表③(51)」をご確認ください。
- * 2 ジブラルタ生命所定の就労不能状態(精神の障害を除く)については、「別表④(52)」をご確認ください。
- * 3 ジブラルタ生命所定の要介護状態については、「別表①(49)」をご確認ください。
- * 4 公的介護保険制度の要介護2以上の状態については、「別表②(50)」をご確認ください。

※ジブラルタ生命は、国民年金法(国民年金法施行令、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)その他関連する法令等を含みます)、公的医療保険制度または公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の保険料の払込の免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料の払込の免除事由を国民年金法、公的医療保険制度、または公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

4 特別勘定について(詳細は「特別勘定のしおり」でご確認ください)

この保険では特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の保険種類にかかる資産とは区別して独立した体制と方針に基づき管理・運用します。

●特別勘定への保険料の繰り入れについて

この保険では、お払い込みいただいた保険料のうち、その一部が保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用等にあてられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。特別勘定に繰り入れる日は、つぎのとおりとし、その日始に繰り入れたものとしてお取り扱いします。

対象	繰入日
第1回保険料	契約日(責任開始期の属する月の翌月1日)
第2回以降の保険料	保険料の払込方法(回数)に応じた契約応当日

特別勘定に繰り入れられた金額は積立金として特別勘定で日々運用されます。特別勘定資産は、毎日の運用実績を反映したうえで、特別勘定の管理に必要な費用*等の諸費用を差し引いて、日々評価されます。

※特別勘定の管理に必要な費用については、「注意喚起情報(61～63)」をご確認ください。

●特別勘定の持ち分の管理方法について

この保険では、契約者の持ち分である特別勘定の積立金額は、「ユニットバリュー」と「口数」を用いて管理されます。

ユニットバリュー	積立金を計算するために使用する価額のことで、特別勘定の運用実績により増減します。会社としての運用開始時を100とした持ち分1口当たりの価値を意味します。
口数	各特別勘定資産の契約者の保有分を表す単位のことをいいます。

●投資リスクについて

この保険では投資リスクがあります。

※投資リスクについては、「注意喚起情報(61～63)」をご確認ください。

●特別勘定の種類および運用方針について

つぎの7種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。特別勘定ごとに保険料を繰り入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることができます。また、ご契約後に特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転(スイッチング)*¹することもできます。各特別勘定は、それぞれ日本、米国および世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券市場の値動きに連動する投資成果を目指して運用します*²。

型名	特別勘定名	投資信託名	ベンチマーク	資産運用会社名
株式型	日本株式 Index ファンド	SMTAM日本株式 インデックスファンドVL-P (適格機関投資家専用)	TOPIX(東証株価指数) (配当込み)	三井住友トラスト・ アセットマネジメント 株式会社
	米国株式 Index ファンド	S&P500 インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	S&P500指数 (配当込み、円換算ベース)	三菱UFJアセット マネジメント 株式会社
	世界株式 Index ファンド	全世界株式(除く日本) インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	MSCIオール・カントリー・ ワールド・インデックス (除く日本、配当込み、円換算ベース)	三菱UFJアセット マネジメント 株式会社
債券型	日本債券 Index ファンド	国内債券 インデックスオープンV (適格機関投資家限定)	NOMURA-BPI総合	三菱UFJアセット マネジメント 株式会社
	世界債券 Index ファンド	外国債券 インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)	三菱UFJアセット マネジメント 株式会社
REIT型	世界REIT Index ファンド	先進国リート インデックスオープンV (適格機関投資家限定)	S&P先進国 REITインデックス (除く日本、配当込み、円換算ベース)	三菱UFJアセット マネジメント 株式会社
バランス 型	バランス ファンド	グローバルバランス オープンV (適格機関投資家限定)	TOPIX(東証株価指数)(配 当込み)、MSCIオール・カ ントリー・ワールド・インデ ックス(除く日本、配当込 み、円換算ベース)、 NOMURA-BPI総合およ びFTSE世界国債インデッ クス(除く日本、円換算ベ ース)の各対象インデック スを25%ずつ組合わせた 合成ベンチマーク	三菱UFJアセット マネジメント 株式会社

※1 積立金の移転(スイッチング)には費用がかかる場合があります。

積立金の移転(スイッチング)に必要な費用に関しては、「注意喚起情報(61～63)」をご確認ください。

※2 特別勘定の投資対象となる投資信託、運用スキーム、運用方針および運用会社等については、今後変更することがあります。特別勘定の資産運用に関する事項の詳細は、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

●特別勘定の資産の評価方法について

資産の評価方法はつぎのとおりとし、その評価は毎日行い、その成果を積立金の増減に反映します。

資産の種類	資産の評価方法
有価証券	時価評価
上記以外の資産	原価法

※資産の評価方法については、将来の関係法令の変更等により、変更することがあります。

5 解約返戻金

- 保険期間中に解約したときには、所定の積立金額を解約返戻金としてお支払します。
- 積立金額は、特別勘定での運用期間中、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)するため、運用状況によっては、解約返戻金として支払われる金額(解約返戻金額)は、解約時まで払い込まれた保険料の合計額に比べて大幅に少ない金額となる場合があります。
- 解約返戻金の最低保証はありません。
- 契約日から10年未滿に解約(減額)された場合は、解約控除がかかります。(契約日から10年未滿に払済変額保険(有期型)または一時払定額養老保険に変更された場合も、解約控除がかかります。)
- 保険料払込免除部分の解約返戻金についてはつぎのとおりです。

【保険料払込免除：Ⅰ型】の場合、解約返戻金はありません。

【保険料払込免除：Ⅱ型】の場合で解約返戻金があるときは、保険料を払い込んだ年月数および保険契約の経過した年月数により、ジブラルタ生命の定める方法で計算した解約返戻金をあわせてお支払します。

※解約返戻金は、ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。あわせて、「注意喚起情報」の「**9**解約と解約返戻金(67)」をご確認ください。

6 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

7 保険金等をお支払できない場合

「注意喚起情報」の「**5**保険金等をお支払できない場合(66)」をご確認ください。

ご契約にかかる費用

ご契約には、「保険関係費用」「解約(基本保険金額の減額)または払済変額保険(有期型)・一時払定額養老保険への変更の際にご負担いただく費用」「積立金の移転(スイッチング)の際にご負担いただく費用」「特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用(運用関係費用)」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。



投資リスク

株価や債券価格の下落、為替変動等により解約返戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、払込保険料の合計額を大幅に下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。この保険にかかる投資リスクは契約者および受取人に帰属します。

詳細については、「注意喚起情報(61～63)」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】

(39～48)をご確認ください。

- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

*ご契約時には付加できません。ただし、契約者が法人・個人事業主の場合、ご契約時に付加されます。

契約概要

【特約】

付加できる特約は、お申し込み商品によって異なります。特約によっては、お払込保険料やお支払する保険金等の円換算額は為替相場の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

※付加できる特約の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しています。

付加可能な特約一覧表（積立利率更改型一時払終身保険（23）の特約は③⑩～⑬に掲載）

主契約 \ 特約	米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）	年金特約（外貨建養老保険用）	疾病障害による保険料払込免除特約	リビング・ニーズ特約	指定代理請求特約	保険金等の支払方法の選択に関する特約※4	介護前払特約	介護保険金割増年金支払特約※5	円換算支払特約※4	円換算貸付特約※4	電子化に関する特約※7	がん保険契約等の乗換に関する特約
米国ドル建終身保険			●	●	●	●	●※2		●	●		
米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）	●		●	●	●	●	●		●	●		
どるフィン			●	●	●	●	●		●	●		
米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）	●※1		●	●	●	●	●※1※3	●	●	●		
米国ドル建軽度介護保障付終身保険				●	●	●	●※3	●	●	●		
米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）				●	●	●	●※3	●	●	●		
米国ドル建特定疾病保障終身保険（低解約返戻金型）			●	●	●	●			●	●		
米国ドル建リタイアメント・インカム			●	●	●	●			●	●		
米国ドル建養老保険		●	●	●	●				●※6	●		
米国ドル建平準定期保険（100歳満期）			●	●	●	●			●	●		
米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険				●	●	●			●	●		●※8
変額保険（有期型）				●	●	●				●		

※1 介護保障50%プランにのみ付加できます。
※2 終身払は付加できません。
※3 介護前払特約（介護保険金支払後給付型）となります。
※4 ご契約時に付加することはできません。ただし、米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険および変額保険（有期型）で契約者が法人・個人事業主の場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約はご契約時に付加されます。
※5 法人・個人事業主契約を除き、ご契約時に自動的に付加されます。
※6 円換算払込特約（外貨建養老保険用）、円換算支払特約（外貨建養老保険用）、円換算貸付特約（外貨建養老保険用）となります。
※7 販売担当者の情報端末による電子申込手続きの場合のみ付加できます。契約者が法人の場合、付加することはできません。
※8 ジブラルタ生命所定のがんの保障がある他の保険契約等を解約し、米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険にご加入される場合にのみ付加することができます。

特約名称	概 要								
米国ドル建 特定疾病 保障終身保険特約 (低解約返戻金型)	万一の保障に加え、所定の特定疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)になられた場合の保障を確保できます。								
	<table><tr><th>給付名称</th><th>お支払事由</th></tr><tr><td>特約特定疾病 保険金</td><td>被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由に該当されたとき (お支払事由の詳細については、「別表③(51)」 をご確認ください)</td></tr><tr><td>特約死亡保険金</td><td>被保険者が死亡されたとき</td></tr><tr><td>特約高度障害 保険金</td><td>被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または 疾病を原因として、所定の高度障害状態になら れたとき</td></tr></table>	給付名称	お支払事由	特約特定疾病 保険金	被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由に該当されたとき (お支払事由の詳細については、「別表③(51)」 をご確認ください)	特約死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	特約高度障害 保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または 疾病を原因として、所定の高度障害状態になら れたとき
	給付名称	お支払事由							
	特約特定疾病 保険金	被保険者が、悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により、所定の事由に該当されたとき (お支払事由の詳細については、「別表③(51)」 をご確認ください)							
	特約死亡保険金	被保険者が死亡されたとき							
特約高度障害 保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または 疾病を原因として、所定の高度障害状態になら れたとき								
●この特約は低解約返戻金型のため、低廉な保険料水準を実現しています。低解約返戻金期間は、特約保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約・減額時の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この特約が低解約返戻金型でなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額となります。 また、特約保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円でお支払する場合には、この特約が低解約返戻金型でなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることとなります。 なお、特約保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の米国ドルでお支払する解約返戻金額は、この特約が低解約返戻金型でなかった場合の米国ドルでお支払する解約返戻金額と同額となります。									
●特約特定疾病保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金のいずれかをお支払した場合、この特約は消滅し、以降の保障はなくなります。									
●高額割引制度について 特約の保険金額が20万米国ドルの場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。 ※米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)は、高額割引の他に、一律保険金額1万米国ドルにつき0.6米国ドルの割引が適用されます。									

特約名称	概 要
年金特約 （外貨建養老保険用）	主契約の保険金の全部または一部について、一時支払にかえて年金によりお受け取りいただけます。年金の種類は確定年金、保証期間付終身年金のいずれかとなります。 ※年金によるお受け取りは、年金開始日における年金受取人*の年齢が90歳までの方が対象となります。年金受取人が90歳を超える場合、死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は年金でお受け取りできません。 *年金受取人が法人の場合は、年齢による制限は適用されません。 ※米国ドル建養老保険の場合、ご契約時に付加し、確定年金の年金支払期間20年にさせていただいております。年金支払期間および年金の種類の変更はジブラルタ生命所定の範囲内となります。
疾病障害による 保険料払込免除 特約	疾病により所定の身体障害状態に該当された場合に保険料払込が免除されます。以後の保険料をお払い込みいただかなくても保障が継続いたします。 ※この特約の保険料は、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の額に変更があった場合、ジブラルタ生命の定める方法により、変更されます。 ※この特約には解約返戻金はありません。
リビング・ニーズ 特約	余命6カ月以内と判断される場合、死亡保険金等の一部または全部を被保険者にお支払します。この特約による保険金の最高支払限度は、死亡保険金額の範囲内かつ他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円*とします。ただし、保険金請求者が法人（個人事業主は除きます）となるご契約の場合、この特約による保険金の最高支払限度は保険契約の死亡保険金額等と同額となります。リビング・ニーズ特約による保険金額からリビング・ニーズ特約による保険金額に対する6カ月分の利息と6カ月分の保険料相当額を差し引いてお支払します。 *30万米国ドル以内かつ3,000万円以内（所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日における、ジブラルタ生命所定のTTMレート（対顧客電信仲値）で換算）。 ※米国ドル建平準定期保険（100歳満期）については、保険期間満了前1年間はこの特約による請求はできません。 ※米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険については、第1保険期間中はこの特約による請求はできません。また、保険期間満了前1年間（払済保険に変更された場合を除きます）はこの特約による請求はできません。 ※この特約により死亡保険金等の一部をお支払した場合には、ジブラルタ生命の定めるところにより、以後死亡保険金額（年金月額）等が減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払しません。

特約名称	概 要
リビング・ニーズ 特約	※変額保険(有期型)でリビング・ニーズ特約の請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額(ジブラルタ生命所定の範囲内で、主契約の基本保険金額のうち、特約保険金受取人が指定した金額)の割合を乗じた金額を加算してお支払します。ただし、一時払定額養老保険に変更後は、このお取り扱いはありません。リビング・ニーズ特約の請求日における積立金額が基本保険金額を下回る場合は、指定保険金額をお支払します。 ※余命6カ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、ジブラルタ生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断いたします。余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6カ月以内であることを意味します。 ※保険金等の受取人が法人の場合には、この特約による保険金の受取人は法人とします。
指定代理請求特約	受取人である被保険者が以下に定めるいずれかの事情があるとき、被保険者(受取人)に代わって指定代理請求人が請求を行うこと等ができます。 ①保険金等の請求を行う意思表示が困難であるとジブラルタ生命が認めた場合 ②ジブラルタ生命が認める傷病名の告知を受けていない場合 ③その他、①または②に準じる状態であるとジブラルタ生命が認めた場合 請求できる保険金等は次のとおりです。 ●主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等 ●主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料払込免除 ※保険金等の受取人(保険料の払込免除の場合は、保険契約者)が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。
保険金等の 支払方法の選択に 関する特約	保険金等や解約返戻金の全部または一部を、一時金でのお支払にかえて年金でお支払、または据え置きます。 ●年金支払における年金の種類はつぎのとおりです。 ①確定年金(年金支払期間指定型) ②確定年金(年金額指定型) ③保証期間付終身年金 ④保証期間付夫婦連生終身年金

特約名称	概 要
保険金等の 支払方法の選択に 関する特約	※年金受取人が法人の場合、保証期間付終身年金および保証期間付夫婦連生終身年金のお取り扱いはしません（確定年金はお取り扱いいたします）。 ※将来お受け取りになる年金額および据置利息は、年金基金設定時または据置開始時の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算されます。 ※保険金等を年金支払によりお受け取りになる場合、契約者または受取人からのお申し出によりこの特約を付加することができます。解約返戻金を年金支払によりお受け取りになる場合、契約者からのお申し出によりこの特約を付加することができます。 ※米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険および変額保険（有期型）で契約者が法人・個人事業主の場合、ご契約時に付加し、確定年金（年金支払期間指定型）の年金受取期間10年にしています。年金支払期間および年金の種類の変更はジブラルタ生命所定の範囲内となります。 ※変額保険（有期型）の場合、年金基金に充当または据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、特別勘定による運用は行いません。
介護前払特約	つぎの条件を満たすときに、主契約の死亡保険金の一部を介護年金として前払いします。 ①主契約の保険料払込期間が満了していること ②被保険者年齢が満65歳以上であること ③被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、「要介護4または要介護5」に認定されていること ※介護前払特約（介護保険金支払後給付型）の場合、上記条件①②③に加えて、米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）介護保障50%プランは介護保険金、米国ドル建軽度介護保障付終身保険および米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）は軽度介護保険金・介護保険金をお支払した後であることが条件となります。 介護年金額は1,000米国ドルより指定できます。ご請求は、前払対象保険金額が被保険者通算で30万米国ドルかつ所定のレートで円に換算して3,000万円*となる介護年金額まで、かつ主契約の残余保険金額が1,000米国ドルまでとなります。 *所定の書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日におけるTTMレート（対顧客電信仲値）で換算した円支払額の限度 ※この特約により介護年金をお支払した場合には、ジブラルタ生命の定めるところにより、死亡保険金額等が減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもお支払しません。

特約名称	概 要
介護前払特約	※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
介護保険金 割増年金支払特約 ※米国ドル建軽度 介護保障付終身 保険および米国 ドル建軽度介護 保障付終身保険 (低解約返戻金 型)の軽度介護 保険金は対象外 です。	主契約の介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金が支払われることとなった場合、主契約の介護保険金の全部または一部を、通常の年金よりも割増された介護年金(保証金額付介護終身年金または保証期間付介護終身年金)でお支払します。 [保証金額付介護終身年金] ●年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上である場合、年金開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり介護年金をお支払します。 ●年金開始日以後、死亡一時金保証期間*中に被保険者が亡くなった場合、年金基金に充当した額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額(死亡一時金)をお支払します。 *死亡一時金保証期間とは、死亡一時金が支払われる期間をいい、年金開始日から、支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金基金に充当した額を超えることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。 [保証期間付介護終身年金] ●年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上かつジブラルタ生命所定の年齢以下である場合、年金開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり介護年金をお支払します。 ●年金開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに被保険者が亡くなった場合には保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額(死亡一時金)をお支払します。 ※「年金基金」とは将来受け取る年金額の元手となる資金のことです。 ※この特約の年金および死亡一時金は、円によりお受け取りいただきます。米国ドルによるお受け取りはできません。 ※介護保険金(米国ドル)は、第一回介護年金支払日の前日におけるジブラルタ生命所定の為替レートにより円に換算され、年金基金として充当されます。 ※保証期間付介護終身年金は、この特約の被保険者が年金開始日以後、一定期間内に亡くなった場合、お受け取りいただく介護年金等の総額が年金基金の額を下回ることがあります。

特約名称	概 要
介護保険金 割増年金支払特約 ※米国ドル建軽度介護保障付終身保険および米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）の軽度介護保険金は対象外です。	※介護年金額は、年金開始日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。 ※介護年金額がジブラルタ生命所定の最低金額に満たないときは、この特約によるお取り扱いをしません。 ※介護年金額がジブラルタ生命所定の上限金額を超えるときは、これを超える年金額に対応する介護保険金の金額は、年金基金に充当せず、年金開始日に介護保険金の受取人に一時金でお支払します。 ※割増部分は、性別・年齢等によって金額が異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。 ※ご契約時の年金種類は保証金額付介護終身年金となります。
円換算払込特約 円換算支払特約 円換算貸付特約	●円換算払込特約 主契約とその特約の保険料は「円」でお払い込みいただけます。 円でお払い込みいただく保険料はジブラルタ生命所定の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびごとに毎回変動します。 ※契約者がジブラルタ生命にお払い込みいただく第1回保険料または第1回保険料相当額の換算基準日は、保険料払込日（着金日）の前日とします。 ※契約者がジブラルタ生命にお払い込みいただく第2回以後の保険料、失効取消にかかる延滞保険料の換算基準日は、保険料払込日の属する月の前月末日とします。 ※米国ドル建リタイアメント・インカムをお申し込み時に前納される場合の円でお払い込みいただく総合計保険料については、契約概要（米国ドル建リタイアメント・インカム）(17)の「 1 商品のしくみと特徴」をご確認ください。 ●円換算支払特約 保険金等をジブラルタ生命所定の為替レートで円に換算してお受け取りいただけます。 ※換算基準日の詳細は、「ご契約のしおり・約款」の円換算支払特約条項をご参照ください。 ●円換算貸付特約 契約者貸付の貸付金額および契約者貸付・自動振替貸付の元利金の返済金額をジブラルタ生命所定の為替レートで円に換算して、お受け取りまたは円でご返済いただけます。 ※換算基準日の詳細は、「ご契約のしおり・約款」の円換算貸付特約条項をご参照ください。 ※円換算払込特約、円換算支払特約、円換算貸付特約の外貨を円に換算するために用いるレートは、時々刻々と変化する為替レートに基づきジブラルタ生命が設定するものです。このジブラルタ生命所定の為替レートの変動によって生じるリスクは、契約者または受取人に帰属します。

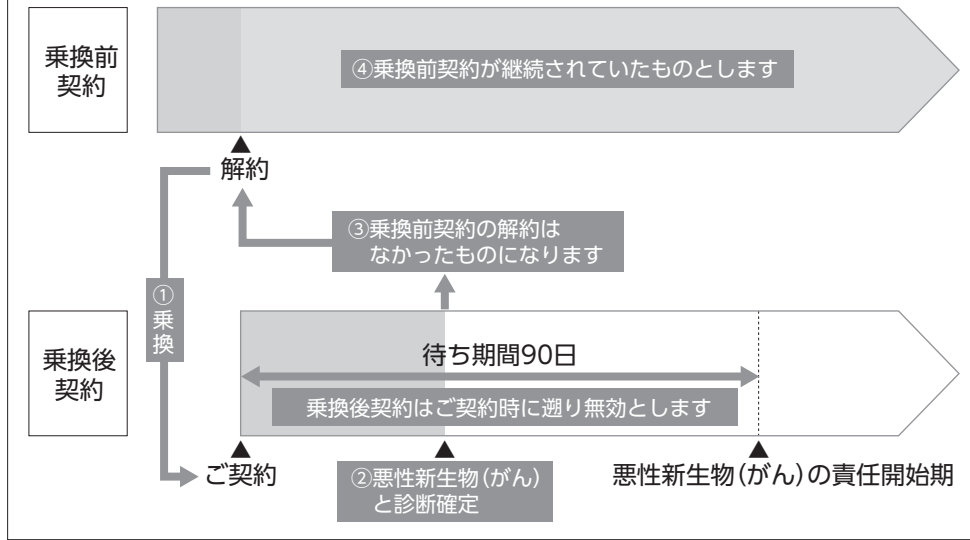
特約名称	概 要
保険証券等の電子化に関する特約	保険証券もしくは証書の発行にかえて、Myページ*に電子証券(「生命保険証券(契約成立証明書)」)等をPDFファイルにて提供します。「生命保険証券(契約成立証明書)」に表示する内容は、保険証券記載事項とみなされます。 *Myページのご登録時にはメールアドレスの登録が必要です。 (契約者が法人の場合、お申し込み時に未成年の場合、成年後見制度を利用されている場合はMyページのご登録はできません) *Myページについては表紙の「Myページご利用の案内」をご確認ください。 ●この特約を付加するためには、「ご家族登録制度」へのお申し込み、および指定代理請求特約の付加が必要です。 ●つぎの事由に該当する場合はこの特約を付加できません。 ・死亡保険金等の受取人を4人以上指定される場合 ・契約者が法人の場合 ・契約者が未成年の場合 ・契約者が成年後見制度を利用されている場合 ※その他、ジブラルタ生命の定めるお取り扱いの範囲外となる場合、この特約を付加できないことがあります。 ●この特約はご契約成立後の中途付加はできません。また、この特約を解約することはできません。 ●契約者が変更された場合、この特約は消滅します。
がん保険契約等の乗換に関する特約	現在加入しているジブラルタ生命所定のがんの保障がある保険契約(以下「乗換前契約」といいます)を解約し、新たなジブラルタ生命所定のがんの保障がある保険契約(以下「乗換後契約」といいます)に加入する場合、この特約を付加したうえで所定の条件を満たしていれば、がんの保障を途切れさせることなく保険契約の乗換ができます。 ●乗換後契約の待ち期間(90日)中に所定の悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定された場合、診断確定された日からその日を含めて6カ月以内に乗換後契約の契約者からお申し出があったときには、乗換前契約の解約はなかったものとして取り扱います*。 この場合、乗換後契約は無効とし、すでに払い込まれた乗換後契約の保険料は乗換後契約の契約者へ払い戻します。保険料を円でお払い込みいただいた場合には、円でのお払込金額と同額を契約者に払い戻します。 *この場合の乗換前契約のがんの保障期間は、解約前の乗換前契約のがんの保障期間と同一です。

特約名称

概 要

がん保険契約等の乗換に関する特約

がん保険契約等の乗換に関する特約による乗換後の待ち期間（90日）中に、悪性新生物（がん）と診断確定された場合のイメージ



※乗換前契約の解約は、乗換後契約のお申し込みをジブラルタ生命が承諾した場合に、乗換後契約の責任開始期の属する日の前日の終了をもって効力が生じるものとしします。

乗換前契約の解約をなかったものとする場合、乗換後契約の契約者は、つぎの金額をジブラルタ生命所定の期限までにお払い込みいただく必要があります。

- ・乗換前契約が継続していたとした場合にお払い込みいただく必要があった乗換前契約の保険料のうち、お払い込みいただいていない保険料
- ・乗換前契約の解約により解約返戻金が支払われた場合は、その解約返戻金の金額（保険料の自動振替貸付または契約者貸付の元利金が、解約返戻金から差し引かれた場合は、差し引き後の金額）

●乗換前契約と乗換後契約の契約者または保険金等の受取人等*が異なる場合は、乗換前契約についてそれぞれ以下のとおり取り扱います。

契約者が異なるとき	乗換前契約の契約者が乗換後契約の契約者に変更され、乗換前契約の契約者が有する一切の権利義務が乗換後契約の契約者に承継されたものとしします。
保険金等の受取人等が異なるとき	乗換前契約の保険金等の受取人等が乗換後契約の保険金等の受取人等に変更されたものとしします。

*保険金等の受取人および指定代理請求人をいいます。

特約名称	概 要
がん保険契約等の 乗換に関する特約	●この特約は乗換前契約1契約に対して乗換後契約1契約でのお取り扱いとなります。 ●乗換前契約と乗換後契約で保障範囲が異なる場合があります。 例えば特定疾病（悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中）を保障する保険契約（乗換前契約）から、米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険（乗換後契約）に乗り換えた場合、乗換後契約において、急性心筋梗塞と脳卒中の保障はありません。 ※その他、ジブラルタ生命の定めるお取り扱いの範囲外となる場合、この特約を付加できないことがあります。

契約概要

【別表①】

- 米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）
- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険
- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）
- 変額保険（有期型）保険料払込免除ワイド
- 介護年金移行特約

ジブラルタ生命所定の軽度以上の要介護状態、ジブラルタ生命所定の要介護状態

- ジブラルタ生命所定の軽度以上の要介護状態…(1)・(2)・(3)のいずれかに該当された状態をいいます。
- ジブラルタ生命所定の要介護状態……………(2)または(3)のいずれかに該当された状態をいいます。

- (1)以下の **A B** いずれかに該当し、他人の介護を要する状態
- (2)以下の **A B** 双方に該当し、他人の介護を要する状態

A ①または②のいずれかが、「全部介助または一部介助の状態」に該当

項目	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
①歩行 	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか	つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない ・必ず車椅子を使用している ・寝たきり状態	つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない ・誰かに支えられなければ歩行できない
②寝返り 	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか	・何かにつかまっても1人で寝返りができない	・ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない

B ③～⑥のうち、「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助」または「3項目が全部介助または一部介助の状態」に該当

項目	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
③入浴 	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する ・洗身をすべて介助者が行っている	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ ・体の一部の洗身を介助者が行っている
④排せつ 	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか	つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している ・排せつにかかわるすべてを介助者が行っている	・排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分なため、介助者が援助している
⑤食物の摂取 	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか	・介助がなければ1人ではまったくできない	・食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難（小さく切る、ほぐす等の介助を含む）
⑥衣服の着脱 	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか	・介助がなければ1人ではまったくできない	・一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難

- (3)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害（時間・場所・人物のいずれかの認識ができない状態）があり、かつ、他人の介護を要する状態

契約概要

【別表②】

- 米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険
- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
- 変額保険(有期型)保険料払込免除ワイド
- 介護年金移行特約

公的介護保険制度の要介護1以上の状態、公的介護保険制度の要介護2以上の状態

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

「公的介護保険制度の要介護1以上の状態」とは、下表のうち、要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、下表のうち、要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

- 「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める表

要介護 1	要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く) またはこれに相当すると認められる状態
要介護 2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く) またはこれに相当すると認められる状態
要介護 3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く) またはこれに相当すると認められる状態
要介護 4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く) またはこれに相当すると認められる状態
要介護 5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く) またはこれに相当すると認められる状態

契約概要

【別表③】

- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険
- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
- 米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)
- 米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)
- 変額保険(有期型)保険料払込免除ワイド

悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中によるお支払事由および保険料の払込免除事由

悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中による所定の事由の詳細は以下になります。

悪性新生物(がん)^(注1) ※「上皮内新生物」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」は対象外	被保険者が、悪性新生物責任開始期^(注2)以後、初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき^(注3)(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)
急性心筋梗塞 ※狭心症等は対象外	●被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
脳卒中 ※くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象	●被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術

(注1) 悪性新生物(がん)については、悪性新生物責任開始期から保障します。悪性新生物責任開始期より前に悪性新生物(がん)にかかったと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物(がん)を原因としての(特約)特定疾病保険金のお支払および保険料の払込免除は保険期間を通じて対象となりません。この場合、悪性新生物(がん)以外のお支払事由および保険料の払込免除事由を対象とした保障は継続しますが、保険料の変更(減額)はありません。

(注2) 悪性新生物責任開始期…責任開始期の属する日(責任開始日)からその日を含めて90日目(復活または復旧の取り扱いが行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期と同一)。ただし、責任開始日からその日を含めて90日以内に復活または復旧された場合、がんの保障については、責任開始日からその日を含めて90日目(復活または復旧の際の責任開始期と同一)。

(注3) がんの進行度を示す指標*において病期分類が0期に分類されている病変は、(特約)特定疾病保険金のお支払事由および保険料の払込免除事由の対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、保険料の払込免除事由の対象ではありません。

*国際対がん連合(U I C C)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

契約概要

【別表④】

変額保険(有期型)保険料払込免除ワイド

ジブラルタ生命所定の就労不能障害状態

ジブラルタ生命所定の就労不能障害状態（精神の障害を除く）とは、以下のいずれかに該当された状態をいいます。

項目	ジブラルタ生命所定の就労不能障害状態(精神の障害を除く)
所定の疾患等による障害	(1)つぎのいずれかの状態に該当されたとき ・心臓移植を受けたもの ・人工心臓を装着したもの ・CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着したもの ・永続的な人工透析療法を受けたもの ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受けたもの ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にあるもの (2)つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、悪性新生物、高血圧
 眼の障害	両眼の視力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき
 耳の障害	両耳の聴力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき
 平衡機能の障害	平衡機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき
 そしゃく機能の障害	そしゃく・嚥下の機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき
 言語機能の障害	音声または言語機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき
 上・下肢の障害	(1)つぎのいずれかの状態に該当されたとき ・両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの ・1上肢のすべての指を欠くもの ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を足関節以上で欠くもの (2)つぎのいずれかの状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの ・1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの ・四肢の機能に障害を有するもの
 体幹の障害	体幹の機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当された日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって診断されたとき

※ジブラルタ生命は、国民年金法(国民年金法施行令、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)その他関連する法令等を含みます)、公的医療保険制度または公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容が該当の保険契約の該当の保険金・給付金等のお支払事由および保険料の払込免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、該当の保険契約の該当の保険金・給付金等のお支払事由および保険料の払込免除事由を国民年金法、公的医療保険制度、または公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

③年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

米国ドル建 リタイアメント・インカム	支払年金額の1.0%※1 年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額を年金支払日に年金原資より控除します。
年金特約（外貨建養老保険用） による取り扱い	支払年金額の1.0%※1 年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額を年金支払日に年金基金より控除します。
保険金等の支払方法の 選択に関する特約による取り扱い	
介護保険金割増年金支払 特約による取り扱い	

※各保険種類や特約において、計算される年金額や契約締結される年金月額は、費用控除後の金額となっています。

④解約（減額）の際にご負担いただく費用

契約日から経過10年未満* かつ保険料払込期間中に 解約（減額）された場合 * 米国ドル建平準定期保険 （100歳満期）および米国 ドル建初期死亡抑制がん 定期保険の場合は5年未満	保険料払込年月数に応じた所定の金額（解約控除） 解約日（減額日）の責任準備金・積立金額から、上記を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込年月数・保険金額・年金月額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。
---	---

※1 2025年6月現在。将来変更される可能性もあります。

※2 ジブラルタ生命所定の為替レートは三井住友銀行の為替レートにより決定します（2025年6月現在）。

※3 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

■為替リスクについてご確認ください

この保険は、米国ドル建商品です。お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

●円入金用の為替レートと円支払用の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

注意喚起情報

【外貨建②】

- 米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)
- 米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
- 米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)
- 米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)

■ご契約にかかる費用についてご確認ください

ご契約には、「保険関係費用」「外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。

①保険関係費用

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等として積み立てて運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

②外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

保険料等を円*で入金する場合	為替交換手数料:0.5円／1米国ドル※ ¹ 円入金用のジブラルタ生命所定の為替レート※ ² に含まれます。
年金・保険金・解約返戻金等を円でお受け取りいただく場合等	為替交換手数料:0.01円／1米国ドル※ ¹ 円支払用のジブラルタ生命所定の為替レート※ ² に含まれます。
年金・保険金・解約返戻金等を米国ドルでお受け取りいただく場合	諸手数料 ご利用される金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料※ ³ が必要な場合があります。

*米国ドルで入金可能な取り扱いがある場合に米国ドルで入金する場合は、ご利用される金融機関により、お客さまがご負担される送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料※³が必要な場合があります。

③年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

保険金等の支払方法の選択に関する特約による取り扱い	支払年金額の1.0%※ ¹ 年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額を年金支払日に年金基金より控除します。
介護保険金割増年金支払特約による取り扱い	

※¹ 2025年6月現在。将来変更される可能性もあります。

※² ジブラルタ生命所定の為替レートは三井住友銀行の為替レートにより決定します(2025年6月現在)。

※³ 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

■為替リスクについてご確認ください

この保険は、米国ドル建商品です。お払い込みやお受け取りを円貨で行う場合、為替相場の変動により、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

- ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■保険料の自動振替貸付について

保険料のお払い込みのないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約にジブラルタ生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、ジブラルタ生命が自動的に保険料をお立て替えます。お立て替えできる金額は、解約返戻金*の範囲内です。

- *低解約返戻金型としなかった場合※に比べ、少ない金額となります。
 - ※米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）のときは、ジブラルタ生命の「米国ドル建終身保険」となります。
 - ※米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）のときは、ジブラルタ生命の「米国ドル建軽度介護保障付終身保険」となります。
- *米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）を付加した場合、この特約の解約返戻金を含みます。

■払済保険への変更について

保険料のお払い込みを中止し、変更時の解約返戻金*を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の、米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）の場合は、米国ドル建の終身保険に、米国ドル建特定疾病保障終身保険（低解約返戻金型）の場合は、米国ドル建の特定疾病保障終身保険に、米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）の場合は、米国ドル建の介護保障付終身保険に、米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）の場合は、米国ドル建の軽度介護保障付終身保険に変更します。

- *低解約返戻金型としなかった場合※の解約返戻金額の70%に相当する金額となります。そのため、変更後の保険金額は、低解約返戻金型としなかった契約※を払済保険に変更した場合に比べ、少ない金額となります。
 - ※米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）のときは、ジブラルタ生命の「米国ドル建終身保険」となります。
 - ※米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）のときは、ジブラルタ生命の「米国ドル建軽度介護保障付終身保険」となります。

- ＊米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）の場合、払済保険に変更後の保険金額は、原保険契約の主契約の保険金額を限度とし、限度をこえた部分の解約返戻金は契約者にお支払します。
- ＊米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）を払済保険へ変更した場合、基準保険金額は変更になります。払済後の基準保険金額は、主契約の基準保険金額を限度とします。
- ＊米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）の軽度介護保険金をお支払後に払済保険に変更した場合、払済保険には軽度介護保険金に対する保障はありません。
- ＊米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）を付加した場合、この特約の解約返戻金を含みます。なお、払済保険へ変更した場合、この特約は消滅します。

■延長定期保険への変更について

保険料のお払い込みを中止し、変更時の解約返戻金*を一時払の保険料に充当して、米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）の場合は、一定期間中の死亡・高度障害状態のみを保障する米国ドル建の定期保険に、米国ドル建特定疾病保障終身保険（低解約返戻金型）の場合は、一定期間中の死亡・高度障害状態の保障に加え、特定疾病も保障する米国ドル建の特定疾病保障定期保険に変更します。

- ＊低解約返戻金型としなかった場合*の解約返戻金額の70%に相当する金額となります。そのため、変更後の保険期間は、低解約返戻金型としなかった契約を延長定期保険に変更した場合に比べ、短い期間となります。
- ＊米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）のときは、ジブラルタ生命の「米国ドル建終身保険」となります。
- ＊米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）のときは、ジブラルタ生命の「米国ドル建軽度介護保障付終身保険」となります。
- ＊米国ドル建介護保障付終身保険（低解約返戻金型）を延長定期保険へ変更した場合、介護保険金はなくなります。
- ＊米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）を延長定期保険へ変更した場合、基準保険金額*は、原保険契約の死亡保険金額とします。
- ＊軽度介護保険金のお支払があった場合、延長定期保険への変更後の基準保険金額は原保険契約の死亡保険金額と同額に変更されます。また、軽度介護保険金のお支払がない場合、延長定期保険への変更後の基準保険金額は変わりません。
- ＊米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）を延長定期保険へ変更した場合、軽度介護保険金および介護保険金はなくなります。
- ＊米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）を付加した場合、この特約の解約返戻金を含みます。なお、延長定期保険へ変更した場合、この特約は消滅します。

■契約者貸付について

契約者に対し、一時的に必要な資金をお貸しする制度です。貸付金額の範囲は貸付時の主契約の解約返戻金額*の90%以内です。

*低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金は、低解約返戻金型としなかった場合※に比べ、少ない金額となります。

※米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）のときは、ジブラルタ生命の「米国ドル建終身保険」となります。

※米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）のときは、ジブラルタ生命の「米国ドル建軽度介護保障付終身保険」となります。

*米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）を付加した場合、この特約の解約返戻金を含みます。

③年金、介護年金、遺族年金支払期間中にご負担いただく費用

年金支払移行特約 (積立利率更改型一時払終身保険用) および介護年金移行特約	支払年金額の1.0%※ ¹ 年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額を年金支払日に年金原資より控除します。
遺族年金特約	支払年金額の1.0%※ ¹ 年金開始日以後、年金管理費として上記に該当する金額を年金支払日に年金基金より控除します。

④解約（減額）の際にご負担いただく費用

契約日から経過10年未満で 解約（減額）された場合	所定の解約控除率を積立金に乗じた金額（解約控除） 解約控除率は、経過年数に応じて設定されます。詳細は、契約概要（積立利率更改型一時払終身保険（23））の「③解約（28）」をご確認ください。
------------------------------	---

※1 2025年6月現在。将来変更される可能性もあります。

※2 ジブラルタ生命所定の為替レートは、三井住友銀行の為替レートにより決定します（2025年6月現在）。

※3 この特約によるお支払のための通貨は円のみとなります。

※4 金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

■為替リスクについてご確認ください

この保険は、為替相場の変動による影響を受けます。その結果、お払い込みまたはお受け取り時の通貨が円の場合や、お申し込み時の運用通貨とお受け取り時の通貨が異なる場合など、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。

- ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって為替相場に変動がない場合であっても、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■市場金利に応じて解約返戻金額が増減することがあります

この保険は運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金額は増減することがあります*。また、契約日から経過10年未満で解約（減額）する場合は、解約控除がかかります。このため、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*（例）「この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、「解約日（減額日）に適用される積立利率を計算するための基準利率+A」より低い場合には、解約返戻金額が減少します。

注意喚起情報

【変額保険】

■変額保険(有期型) 保険料払込免除ベーシック

■変額保険(有期型) 保険料払込免除ワイド

■ご契約にかかる費用について

ご契約には、「保険関係費用」「解約(基本保険金額の減額)または払済変額保険(有期型)・一時払定額養老保険への変更の際にご負担いただく費用」「積立金移転費用」「特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用(運用関係費用)」「年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用」がかかります。

①保険関係費用

項目	概要	
①保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。	
②保険料払込免除に関する費用	Ⅰ型(保険料払込免除ベーシック)	
	0.20%	特別勘定に繰り入れる際に、保険料に対して左記割合をその保険料から控除します。
	Ⅱ型(保険料払込免除ワイド)	
	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。	
③特別勘定の管理に必要な費用	年率 0.50%	毎日、積立金額に対して左記年率を積立金から控除します。
④基本保険金額保証に関する費用	年率 0.25%	
⑤死亡保障等に必要な費用	契約日および月単位の契約応当日が到来するごとに、その日の始めに積立金から控除します。	

※上記①、②のII型および⑤の費用は、被保険者の年齢・性別等によって異なります。
また、上記⑤の費用は月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後も変動します。そのため、上記①、②のII型および⑤の費用を具体的な金額や割合で一律に記載することはできません。

②解約(減額)および払済変額保険(有期型)・一時払定額養老保険への変更の際にご負担いただく費用

契約日から10年未満で、 解約(減額)および 払済変額保険(有期型)・ 一時払定額養老保険へ 変更された場合	保険料払込年月数に応じた所定の金額(解約控除) 計算基準日の前日末の積立金額から上記を控除した金額が解約返戻金額となります。 なお、解約控除の金額は、基本保険金額・契約年齢・性別・保険料払込年月数等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。
--	---

③積立金の移転(スイッチング)の際にご負担いただく費用

1保険年度*に12回をこえる 積立金の移転(スイッチング)を 行った場合	1回につき1,000円 年13回目以降の積立金移転時に積立金額から上記を 控除します。
--	---

*契約(応当)日からつぎ契約応当日の前日までの期間です。

④特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用(運用関係費用)

株式型	日本株式 indexファンド	年率0.039% (税抜)	信託報酬(費用)として、毎日、投資信託 の純資産額に対して左記年率を、投資 信託の純資産額から控除します。 運用関係費用は信託報酬(費用)のほ か、信託事務の諸費用、有価証券の売買 委託手数料および消費税等の諸費用が かかりますが、これらの諸費用は運用資 産額や取引量等によって異なるため、 費用の発生前に具体的な金額や計算方 法を一律に記載することはできません。 またこれらの費用は特別勘定がその保 有資産から負担するため、特別勘定の ユニットバリューに反映することになり ます。したがって、これらの費用を間 接的にご負担いただくこととなります
	米国株式 indexファンド	年率0.065% (税抜)	
	世界株式 indexファンド	年率0.065% (税抜)	
債券型	日本債券 indexファンド	年率0.130% (税抜)	
	世界債券 indexファンド	年率0.065% (税抜)	
REIT型	世界REIT indexファンド	年率0.130% (税抜)	
バランス 型	バランス ファンド	年率0.130% (税抜)	

※信託報酬(費用)の年率は、2025年6月現在のものです。運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更する可能性があります。

※特別勘定の資産運用に関する事項の詳細は、「特別勘定のしおり」に記載されていますのでご確認ください。

⑤年金受取期間中に年金で受け取る場合にご負担いただく費用

保険金等の支払方法の 選択に関する特約による 取り扱い	支払年金額の1.0%※ 年金開始日以後、上記に該当する金額を年金支払日に 年金基金より控除します。
-----------------------------------	---

※ 2025年6月現在。将来変更される可能性もあります。

■投資リスクについて

この保険の特別勘定は、国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券等で運用され、主に以下のようなリスクがあります。株価や債券価格の下落、為替変動等により解約返戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、払込保険料の合計額を大幅に下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。この保険にかかる投資リスクは契約者および受取人に帰属します。なお、投資リスクの詳細につきましては、「特別勘定のしおり」に記載されていますのでご確認ください。

リスクの種類	リスクの詳細
価格変動リスク	株式の価格変動・公社債の価格変動・不動産投資信託証券の価格変動や収益の増減により、価格が下落するリスク
為替変動リスク	組み入れた外貨建て資産の価格が各通貨間の為替レートの変動により下落するリスク
信用リスク	有価証券等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、有価証券等の価格が下落すること、または利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスク
流動性リスク	市場における有価証券等の売買量の欠如等の理由により、最適な時期で有価証券等の売買ができず、機会損失を被るリスク
カントリーリスク	投資国となっている国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態あるいは混乱した状態等に陥ることで、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなるリスク
資産配分リスク	複数資産への投資（資産配分）を行った場合で、投資成果の悪い資産への配分が大きかったために、投資全体の成果も悪くなってしまうリスク

- 積立金の移転（スイッチング）を行う場合には、移転先として選択する特別勘定が異なるとベンチマーク（基準となる指標）やリスクの種類も異なることにご注意ください。

■契約者貸付について

契約者に対し、一時的に必要な資金をお貸しする制度です。貸付金額の範囲は貸付時の主契約の解約返戻金額の50%以内です。

※契約者貸付を行った場合の貸付金に相当する積立金は、特別勘定による運用は行いません。

注意喚起情報

■すべての商品に共通

※詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

1 お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)

お申込者または契約者(以下「お申込者等」といいます)は、①申込日・②当書面の説明完了日※¹のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

※1「お申し込みに際してのご確認事項」のご確認日となります。

お申し込みの撤回等ができない場合

- ジブラルタ生命指定の医師の診査を受けられた場合
- 更新・更改※²の場合
- 債務履行の担保のための保険契約の場合
- 既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

※2 保険業法施行令第45条(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)に規定されている更改(保険金額その他の給付の内容又は保険期間の変更に係るものに限る)です。

お申し出方法

- ホームページの専用申出画面(<https://www.gib-life.co.jp/st/keiyaku/process/cooling-off/>)に必要事項を入力し、ジブラルタ生命所定のメールアドレスに送信
- 書面をジブラルタ生命の最寄りの営業所に直接持参
- 書面を下記の送付先に郵送(はがき・手紙)(10日以内の消印まで有効)

書面によるお申し込みの撤回の際には右記事項を記載ください。

送付先	〒108-8228 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス ジブラルタ生命保険株式会社 新契約サービスチーム クーリング・オフ担当 宛	記載事項	●お申し込みの撤回等をする旨 ●お申込者等の氏名 ●住所 ●電話番号 ●第1回保険料相当額または一時払保険料相当額

クーリング・オフのお申し出をされた場合のご返金は、第1回保険料相当額または一時払保険料相当額としてお払い込みいただいた通貨となります。したがって、円換算払込特約※³または保険料円入金特約付加の有無により、ご返金する通貨が異なります(円換算払込特約※³または保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのご返金となります)。

詳しくは、下表をご確認ください。

	保険料のお払い込み	クーリング・オフに伴いご返金する通貨
円換算払込特約※ ³ または保険料円入金特約を付加する場合	円貨※ ⁴	円貨※ ⁶
円換算払込特約※ ³ または保険料円入金特約を付加しない場合	外貨※ ⁵	外貨※ ⁷

※3 米国ドル建養老保険の場合、円換算払込特約（外貨建養老保険用）となります。

※4 円換算払込特約※3または保険料円入金特約付加に伴う所定の費用（通貨の換算に関する費用）が発生します。

※5 お客さまの口座からジブラルタ生命の口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

※6 円貨でお払い込みいただいた金額と同額を円貨でご返金いたします。この場合、利息はおつけいたしません。

※7 外貨でお払い込みいただいた金額と同額を外貨でご返金いたしますが、外貨での送金および着金にかかる金融機関所定の手数料はご負担いただきます。この場合、利息はおつけいたしません。

2 現在ご契約中の保険契約を解約・減額して、新たな保険契約をお申し込みされる場合

契約者にとって次のような不利益となることがあります。

- 払い戻される金額は、多くの場合、お払込保険料（減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料）の合計額よりも少なく、ときには全くありません。また、有配当契約については配当を受け取る権利を失います。
- 被保険者の健康状態等により、新たな保険契約のお引き受けをお断りする場合があります。
- 告知義務違反によるご契約の解除、自殺免責期間、詐欺による取消、不法取得目的による無効等の規定は、新たな保険契約の責任開始日を起算日として適用されます。
- 新たな保険契約をお申し込みされる場合、予定利率が下がることがあります。

3 告知義務

契約者・被保険者は、健康状態等についてありのままを告知ください（告知義務）。正しく告知をされなかった場合は、保険金をお支払できない等のデメリットがあります。

- ジブラルタ生命が「告知書または告知画面」にて健康状態・職業等に関しおたずねします。事実をありのまま、正確にもれなく被保険者ご自身で告知をしてください。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、ジブラルタ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 告知受領権は生命保険会社であるジブラルタ生命およびジブラルタ生命が指定した医師が有しています。医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても、ありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。
- 傷病歴等がある方でもお引き受け可能な場合がありますので、ありのままの事実を告知ください。
- ジブラルタ生命の社員等が、お申込内容や保険金・給付金のご請求内容等について、事実確認をさせていただくことがあります。



- 販売の担当者（生命保険募集人）に告知受領権はありません。
- 販売の担当者（生命保険募集人）に口頭で伝えたことは、告知とはなりません。

4 保障の責任開始期

お申し込みいただいたご契約をジブラルタ生命が承諾した場合には、告知日または第1回保険料相当額（一時払保険料相当額）のお払込日※のいずれか遅い日より、ご契約の保障が開始されます。

ただし、がんに関する保障の開始は一定の不担保期間があります。また、ご契約が更新契約である場合や他の保険契約への加入規定に基づいて加入した場合は、ご契約の保障がそれぞれ前契約に関する保険期間満了日の翌日に開始されます。

- 販売の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みに対してジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。
- 米国ドル建特定疾病保障終身保険（低解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）、米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険におけるがん保障の責任開始期は、上記の時からその日を含めて90日目（日の翌日）となります。
- 米国ドル建軽度介護保障付終身保険、米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）、変額保険（有期型）【保険料払込免除：Ⅱ型】の保険料の払込免除におけるがん保障の責任開始期は、上記の時からその日を含めて90日目（日の翌日）となります。

※第1回保険料相当額をクレジットカードを利用してお払い込みされる場合*、第1回保険料相当額のお払込日は「クレジットカードが有効であり、かつ、第1回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認した日」となります。

*以下のデビットカードもご利用いただけます。

[JCB/VISA/Mastercard/American Express/Diners Club]

5 保険金等をお支払できない場合

下記【代表事例】に該当された場合等、保険金等をお支払できない場合があります。

【代表事例】

- 保険金等の免責事由に該当された場合
- 保険金等について、責任開始期前に生じた疾病や傷害を原因とする場合
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者等が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当するとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 保険金等不法取得目的によりご契約が無効となった場合
- ご契約が失効した場合

6 保険料の払込猶予期間・ご契約の失効・失効取消制度・ご契約の復活

保険料は払込期月中にお払い込みください。払込期月中にお払い込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約の効力が失われます。

失効取消制度について

失効取消制度とは、失効取消可能期間※¹に失効取消にかかる延滞保険料※²のお払い込みがあったときは、保険契約が失効しなかったものとして取り扱う制度です。この場合、診査や告知はありません。

※¹ 猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。

※² 失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。

ご契約の復活について

ご契約が失効しても、所定の復活可能期間内※³であれば、ご契約の復活を請求することができます。

- 失効している期間の保険料のお払い込みと告知※⁴を行うことが必要です。
- ご契約の復活をジブラルタ生命が承諾した場合には、未納保険料のお払い込みと告知または診査が完了したときのいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 被保険者の健康状態等により、ご契約の復活ができないことがあります。

※³ 保険種類によって異なります。

※⁴ ご契約によっては診査が必要な場合もあります。

7 保険料払込期間

保険料払込期間について申込書(販売担当者の情報端末を利用した場合は、表示された申込画面)等でご確認ください。大切な保険契約の保障を継続させるために必要な保険料をお払い込みいただく期間です。必ずしも保障期間と同一とは限りませんので、ご確認ください。

8 保険料の自動振替貸付

保険料のお払い込みが困難な場合、保険種類によっては、解約返戻金の範囲内でジブラルタ生命所定の利率(複利)により保険料を自動的にお立て替えすることができます。その結果、ご契約が有効に継続されます。

※あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申し出がない限り、対象保険種類により本取扱が適用されます。

※変額保険(有期型)で保険料の自動振替貸付を行った場合の貸付金に相当する積立金は、特別勘定による運用は行いません。

9 解約と解約返戻金

解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

- つぎの保険種類の解約返戻金は、円でお受け取りになる場合、為替相場の変動による影響を受けます。

米国ドル建終身保険、米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)、米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)、米国ドル建軽度介護保障付終身保険、米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)、米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)、どるフィン、米国ドル建リタイアメント・インカム、米国ドル建養老保険、米国ドル建平準定期保険(100歳満期)、米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険

- つぎの保険種類の低解約返戻金割合は、70%とします。

米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)、米国ドル建介護保障付終身保険(低解約返戻金型)、米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)、米国ドル建特定疾病保障終身保険(低解約返戻金型)、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)
低解約返戻金期間は保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険・特約を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額に70%を乗じた金額になります。

- ご契約または特約によっては、特別条件付保険特約の適用によりお払い込みいただく特別保険料に、対応する解約返戻金がない場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 積立利率更改型一時払終身保険(23)は、解約返戻金を円またはお払い込み時の通貨と異なる通貨でお受け取りになる場合、お受け取り時における為替相場の変動による影響を受けます。

- 積立利率更改型一時払終身保険(23)を解約(減額)される場合、解約控除のほかに、市場価格調整により、解約返戻金額が増減します。

- 変額保険(有期型)の解約返戻金は、特別勘定の運用実績に基づいて変動(増減)するため、お受け取りになる金額が、払込保険料の合計額を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。なお、解約返戻金に最低保証はありません。

- つぎの低解約返戻金型の保険種類は、それぞれの低解約返戻金型としなかった場合の保険種類と比べて、つぎのような特徴・傾向があります。

保険種類: 米国ドル建終身保険(低解約返戻金型)、米国ドル建軽度介護保障付終身保険(低解約返戻金型)

特徴・傾向: (それぞれ死亡保険金額、基準保険金額を同一にして、低解約返戻金型の場合と低解約返戻金型にしなかった場合とで互いに米国ドルのまま比較した場合)

保険料		米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）＜米国ドル建終身保険 米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）＜米国ドル建軽度介護保障付終身保険 低解約返戻金型の保険種類の保険料は、低解約返戻金型としなかった保険種類の保険料よりも安くなります。
解 約 返戻金	低解約返戻金期間 （保険料払込期間） 中	米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）＜米国ドル建終身保険 米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）＜米国ドル建軽度介護保障付終身保険 低解約返戻金型の保険種類の低解約返戻金期間中における解約返戻金は、低解約返戻金型としなかった保険種類の解約返戻金の70%に相当する金額となります。
	低解約返戻金期間 （保険料払込期間） 満了後	米国ドル建終身保険（低解約返戻金型）＝ 米国ドル建終身保険 米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）＝ 米国ドル建軽度介護保障付終身保険 低解約返戻金型の保険種類の低解約返戻金期間満了後における解約返戻金は、低解約返戻金型としなかった保険種類の解約返戻金と同額となります。



- ・解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ・保険金等の減額を行った場合、減額部分は解約されたものとして取り扱われます。

10 諸利率について

ご契約に関する諸利率等については、ジブラルタ生命のホームページをご覧ください。

- ご契約に適用される諸利率は、金利情勢等に応じて変動することがあります。
ジブラルタ生命のホームページのお知らせ「ご契約に関する諸利率等について」に代表例を記載していますのでご覧ください。

11 生命保険契約者保護機構

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ジブラルタ生命は生命保険契約者保護機構に加入しており、経営破たんに陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

Ⅱ 生命保険と税金

※税務にかかわる説明は2025年6月現在の内容で、将来変更されることがあります。
なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

お払い込みになった保険料は、所得控除の対象となる税法上の特典(生命保険料控除)があります。(一部、対象とならない場合があります)

- 保険料払込方法が一時払のときは、一時払保険料をお払い込みいただいた当該年のみ控除が適用されます。
- 契約者(保険料負担者)がお受け取りになった解約返戻金は、ご契約から5年以内に解約された場合には、解約差益に対し、一律20.315%の源泉分離課税が適用され、5年を超えて解約された場合には、一時所得として所得税・住民税の対象となることがあります。
- 死亡保険金等をお受け取りいただく際の課税につきましては、契約者・被保険者・受取人の関係によって相続税、贈与税、所得税等の適用が異なります。
契約者と実際の保険料負担者が異なる場合、贈与税の対象となることがあります。
- 年金お受け取り時の課税につきましては、年金受取人が契約者と同一人か別人かによって所得税、贈与税等の適用が異なります。
- 詳しくは主契約の「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Ⅲ 指定紛争解決機関

この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・インターネット・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

(生命保険相談所のアドレス:<https://www.seiho.or.jp/contact/about/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

Ⅳ 相談窓口とその連絡先について

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金・給付金等のお支払、ご請求手続き等に関するご相談・ご質問・苦情につきましては、ジブラルタ生命のコールセンターへご連絡ください。

引 受 保険会社	ジブラルタ生命保険株式会社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー ホームページアドレス： https://www.gib-life.co.jp/		
コール センター	通話料 無 料 一般代理店を通じて ご加入のお客さま ご高齢のお客さま 0120-78-2269 0120-16-7895 受付時間／平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00（日・祝・年末年始を除く）		

保険金・給付金等のお支払は、お客さまからのご請求に応じて行う必要があります。保険金等のご請求手続き等につきましては、「お客さまサポートガイド」「保険金・給付金のご請求等のご案内」をご確認ください。また、ジブラルタ生命のホームページでもご覧いただけます。

- お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、ジブラルタ生命のコールセンターへご連絡ください。
- お支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。（詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください）指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人の方に、お支払事由および代理請求ができる旨をあらかじめお伝えください。

重要なお知らせ

ご契約前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

書類の記入方法について

ご契約の申込書・告知書(告知欄)は、契約者・被保険者ご自身で内容をご確認のうえ、正確にご記入ください*。
なお、ご契約の際にご印章をご使用の場合、そのご印章は、将来いろいろな手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

*販売担当者の情報端末による電子申込手続きを含みます。

*販売担当者の情報端末による電子申込手続き方法については、⑦の「販売担当者の情報端末による電子申込手続きに関するご案内」でご確認ください。

第1回保険料相当額等のお払い込み手続きについて

●第1回保険料相当額等のお払い込み人名義については下記をご参照ください。

なお、契約者名と保険料負担者の名義が異なる場合、締結される生命保険契約にかかる権利・義務は契約者に属します。契約者とお払い込みされる方が相違する場合には、その旨十分ご確認いただいたうえでお手続きください。

指定口座への振り込み	●契約者本人 ●(契約者本人が振り込みできない場合) 契約者と生計を一にする配偶者および2親等以内の親族
クレジットカード決済*	●契約者本人名義のカードのみ ※契約者が未成年の場合に限り、申込書に署名された親権者が名義のカードの利用が可能です。
電子マネー決済	●契約者本人による決済のみ ※契約者が未成年の場合に限り、申込書に署名された親権者による決済が可能です。

*以下のデビットカードもご利用いただけます。

[JCB/VISA/Mastercard/American Express/Diners Club]

●保険料が会社の定める最低保険料に満たないときは、お取り扱いできない場合があります。

※最低保険料は保険種類によって異なります。

被保険者がお受取人となる保険金および給付金について

リビング・ニーズ特約によりお支払する保険金、(特約)高度障害保険金、軽度介護保険金、介護保険金、(特約)介護年金、(特約)特定疾病保険金、悪性新生物診断保険金等の受取人は、普通保険約款または特約条項の規定により、原則被保険者となります。

※契約者が法人の場合、約款または特約条項の規定により、これらの受取人を契約者とすることができる場合があります。

時効による請求権の消滅について

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金のお支払または保険料のお払い込みの免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

お払い込みいただく保険料の額と死亡保険金等の額との関係について

保険種類、契約年齢、保険期間、性別、保険料払込方法等の組み合わせおよび契約後の経過期間との関係によっては、一定の時点において保険種類を単位として見た場合、お払い込みいただいた保険料の総額が支払われる死亡保険金、高度障害保険金等の額を上回ることがあります。

被保険者による保険契約の解約の請求について

被保険者と契約者が異なるご契約の場合、一定の事由に基づき、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

※被保険者からご契約の解約を請求できる場合の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※この制度のほか、契約者はいつでも将来に向かってご契約を解約することができます。

税務取扱について

ジブラルタ生命作成の販売資料(パンフレット、設計書等)の税務取扱は、販売資料を作成した時点の法令・通達に基づき、将来にわたって適用された場合を仮定した一般的な税務取扱の参考として例示しています。法令等の改正により、保険期間中に保険料等の税務上の取り扱いが変更される可能性があること、また、将来にわたっての税務取扱をジブラルタ生命が保証するものではないことをご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

取引時確認について

1 取引時確認とは

ジブラルタ生命では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づきお客さまが生命保険契約の締結等をする際、すべてのご契約でお客さまの本人特定事項（名前、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリング（犯罪等で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」に見せかけること）に利用されることの防止を目的としたものです。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

2 取引時確認で確認させていただく事項

■ 契約者が個人（個人事業主を含む）の場合

本人確認書類をご提示いただき、氏名、現住所、生年月日の確認※¹をさせていただきます。契約者が未成年・（成年）被後見人の場合は親権者・後見人等の方についても契約者と同様の確認をさせていただきます。

■ 契約者が法人の場合

契約者である法人と、ご対応いただく手続担当者の双方を確認させていただきます。契約者である法人については、登記事項証明書や印鑑登録証明書等をご提示いただき、名称、本店等の所在地を確認※¹させていただきます。手続担当者の確認方法は「契約者が個人の場合」と同様ですが、加えて契約締結に関する任に就かれていること※²も確認させていただきます。

※¹ 確認に際しまして、本人確認書類の特定事項（記号・番号等および発行者）を控えさせていただいております。

※² 手続担当者宛に会社電話番号へお電話を差し上げる場合等がございます。

上記のほかにも契約者が個人の場合は職業の内容や取引を行う目的を、法人の場合は事業の内容や取引を行う目的に加え、実質的支配者の確認をさせていただく場合があります。

※実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある自然人をいいます。

3 取引時確認手続きに関してご留意いただきたいこと

- ジブラルタ生命から送付する書類等は、原則申込時にご登録いただいた通信先住所宛に送付させていただきます。ただし、通信先住所と本人確認書類に記載の現住所が異なる場合、本人確認書類に記載の現住所宛に書留郵便を送付させていただきます。必ずお受け取りください。

例	① 通信先住所	東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー
	② 本人確認書類記載現住所	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス

現住所確認のため、②の本人確認書類記載現住所宛に書留郵便を送付させていただきます。

- 犯罪収益移転防止法では、お客さまが、取引時確認にかかる事項を偽ることを禁止しており、お客さまに本人特定事項の隠蔽の目的があつて違反した場合には、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科され、またはこれらが併科されます。
- 犯罪収益移転防止法では、金融機関等は、お客さまが取引時確認に応じない場合には応じるまでの間、取引にかかる義務の履行を拒むことができることとし、免責規定を設けております。よって、お客さまが取引時確認に応じない間、お客さまは金融機関等に契約上の義務の履行を要求できません。
- 犯罪収益移転防止法に基づきジブラルタ生命が知り得たお客さまの個人情報、本法令が要請する目的以外には使用することはありません。
- ご契約締結後に取引時確認にて確認させていただいた事項の内容に変更が生じた場合は、ジブラルタ生命のコールセンターまたは販売担当者までご連絡ください。

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)について

2014年7月から、アメリカ合衆国(以下「米国」と記載)の「外国口座税務コンプライアンス法」(以下「FATCA」と記載)による確認手続きが開始されています。FATCAは、米国人による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが特定米国人または米国人所有の外国事業体であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社は、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、生命保険契約の取引等をする際、**お客さまが特定米国人または米国人所有の外国事業体であるか等を確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行う必要があります。**

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 米国内国歳入庁への報告対象となる特定米国人、米国人所有の外国事業体(以下「報告対象者」と記載)とは

個人の契約者が該当	特定米国人	米国市民 国籍を問わず、米国市民権を持っている方全員が報告対象となります。 米国居住者 米国居住者とは、一般的に米国での滞在日数^(注)が183日以上の方をいいます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。 (注)滞在日数は次の①②③の合計日数となります。 ①当年(申込日の該当する年)の滞在日数 ②前年の日数の3分の1に相当する滞在日数 ③前々年の日数の6分の1に相当する滞在日数
	事業体の契約者が該当	米国で設立された事業体^{※1}のうち、 米国法人・米国財団・米国信託・米国パートナーシップ 等の事業体 ※1 米国で設立された事業体のうち、米国内上場法人・米国銀行・米国REIT(不動産投資信託)等は報告の対象にはなりません。 米国人が所有する、米国外に所在する事業体 次の①②③のすべてに該当する事業体が該当します。 ①実質的支配者^{※2}に特定米国人が1人以上いる米国外の事業体 ②米国以外で設立された非上場法人 ③前暦年(1~12月)の総所得のうち受動的所得(投資所得等)が50%以上を占める事業体。 または、前暦年中のいずれかの時点において保有する資産のうち受動的所得を生み出す、あるいは受動的所得を生むために保有している資産が50%以上となったことがある事業体。 ※2 実質的支配者とは、次に該当する方を指します。 ・議決権が株式の保有割合に応じて与えられる会社(株式会社等)において、25%を超える議決権を有する方 ・上記以外の法人において、代表権を有する方

2 ジブラルタ生命の保険契約をお申し込みいただく際のFATCA確認手続きについて

上記の報告対象者であるか否かを、お客さまご自身に「お申し込みの際のご確認事項」の「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)自己宣誓欄」にてご申告いただきます。

・ご申告の他、必要に応じて追加の書類や証明書類等をご提示またはご提出いただく場合があります。また、お客さまが金融機関^{※3}である場合、別途ご提出いただく書類がございます。

※3 預金取扱機関、カストディ業務を行う機関、保険会社または投資事業体を含む拡大関連者グループの一員である持株会社または財務センターが金融機関に該当します。お客さまが金融機関に該当する場合、「非米国納税義務者申告書」をご提出いただきます。

【お客さまが報告対象者に該当される場合】

特定米国人に該当される場合は、「納税者番号報告書兼IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただき、米国内国歳入庁へ報告をさせていただきます。米国人所有の外国事業体に該当される場合は、お客さまに「非米国納税義務者申告書」および「IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただきますとともに、米国人である実質的支配者には「納税者番号報告書兼IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただき、米国内国歳入庁へ報告させていただきます。

3 ご確認に応じていただけない場合、および報告に同意いただけない場合

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、ジブラルタ生命は生命保険契約の締結を行いません。

新たな保険契約への乗換について

1 乗換契約とは

ジブラルタ生命または他社で現在ご加入されている保険契約について解約や減額等を行い、一定期間内に被保険者を同一とする新たにお申し込みされた保険契約のことを乗換契約といいます。

新たに保険契約をお申し込みされたのち、すでにご加入されている保険契約を一定期間内に解約や減額等を行う場合も乗換契約となります。

2 乗換にともなう不利益事項

■現在ご加入されている保険契約を解約・減額等される場合に発生する不利益事項

- 払戻される金額は、多くの場合お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約したときに払戻される金額はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約した保険契約は元に戻すことができません。このため、新たに保険契約にご加入できなかった場合には保障がなくなる可能性があります。
- 現在ご加入されている保険契約が有配当の場合、有配当の保険契約に対する配当の請求権を失う場合があります。

■今回新たにお申し込みされる保険契約（乗換契約）に発生する不利益事項

- 被保険者の健康状態や職業等により、特別条件を適用させていただく場合や、乗換契約をお断りする場合があります。
 - 現在ご加入されている保険契約のままであればお支払できる場合であっても、乗換契約では、詐欺による取消しや責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金等をお支払しません。（ただし、責任開始期から2年以内の自殺の場合については、会社所定の取扱範囲内で、保険金等の一部または全部をお支払することがあります。）
 - 乗換契約は一般の契約と同様に告知義務があります。「乗換契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
 - 乗換契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に保険金等のお支払事由または保険料払込免除事由に該当した場合は、保険金等のお支払または保険料の払込免除ができないことがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率等は、現在ご加入されている契約と乗換契約とで異なることがあります。乗換契約の予定利率が現在ご加入されている契約の予定利率より低い場合、通常、保険料は高くなります。
 - 乗換契約の保障内容は、現在の保険契約の保障内容と異なる場合があります。例えば、保障範囲や給付倍率が異なる医療保険に乗り換えた場合、給付金支払対象外となる場合や給付金額が少なくなる場合があります。
- ※ 保障の見直しには、解約や減額以外にも払済保険への変更や特約中途付加等もありますのでご検討ください。

生命保険料口座振替 について

保険料口座振替をご利用いただく場合は、つぎの約定をご確認・ご了解ください。

【ジブラルタ生命保険株式会社との生命保険料口座振替約定】

保険契約者である私(以下、「私」といいます。)は、以下の条項を了承のうえ、生命保険料を口座振替により貴社に支払います。

1. この口座振替は、貴社へ直接口座振替が行われるか、または貴社と「預金口座振替による集金代行事務委託契約」を締結している収納代行会社を通じて行われることを了承します。
なお、将来貴社の都合により私に通知することなく、収納代行会社を変更または貴社が直接口座振替を行うこととされても異議ありません。またその場合、貴社が私に代わって金融機関に対し収納代行会社の変更等必要な手続きをとることを了承します。
2. 同一の指定口座から既に契約している生命保険料を含み2件以上の契約の保険料を振替える場合は、これを貴社の定めるところにより合算して振替えても異議ありません。
3. 貴社の定めるところにより、同一指定口座から2件以上の契約の保険料を合算して振替しない場合は、その振替順序を指定できないことに同意します。
4. 払込期月の振替日において、振替が不能だった場合は下記のとおりとします。
次回の口座振替において、複数の契約における振替口座を同一口座に指定していても、合算された保険料ではなく、契約1件ごとの保険料で振替されても差しつかえありません。
月払契約については、その翌月の振替日に前月分と併せて2ヶ月分を支払います。
また、年・半年払契約、定期一括払契約については、その翌月の振替日に指定口座から同一保険料を支払います。
5. 私が住所(通信先)を変更したときは、ただちに貴社へ連絡します。連絡しなかった場合は、貴社が知った最終の住所(通信先)宛に発信された通知は、私に到達したものとみなされても差しつかえありません。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関との約定】

1. 私が支払うべき保険料について貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。
この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず預金通帳、同払戻請求書の提出または、小切手の振出しはしません。
 2. 指定預金残高が振替日において引落請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求書を返却されても異議ありません。
 3. この契約を解除するときは、私から貴行または、ジブラルタ生命に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱っても差しつかえありません。
 4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行には一切迷惑をかけません。
- *ゆうちょ銀行をご指定の場合は「自動払込み規定」が適用されます。

※ジブラルタ生命所定の端末機を利用して口座振替設定を行う場合、収納代行会社「PGビジネスサービス株式会社(PGBS)」を通じて口座振替が行われます。その場合、振替日(払込日)は毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。

販売担当者の情報端末による 電子申込手続きに関するご案内

1 販売担当者の情報端末による電子申込手続きについて

- この手続きは書面に代わり、販売担当者の情報端末に直接入力・署名いただくことにより申込手続きを行うものです。
- ご署名につきましては契約者・被保険者（もしくは親権者・成年後見人等）ご自身によって行う必要があります。
- 情報端末内にお客さまの情報は保存されません。また、データは暗号化して送信します。
- 申込手続き完了後、申込内容や告知内容の控えはお客さま専用の申込内容確認ウェブサイト※にてご確認くださいませ。ご契約成立後はMyページでもご確認くださいませ。
※ログイン可能時間は、AM6:00～翌AM2:00です。
※申込日から90日が経過しますと申込内容確認ウェブサイトにはログインできなくなりますので、Myページをご利用ください。
- ご契約成立後、保険証券は書面にて郵送します。
※「保険証券等の電子化に関する特約」を付加した場合は、保険証券は郵送されず、契約者様専用のMyページに「生命保険証券（契約成立証明書）」（PDFファイル）をお届けします。

2 申込内容確認ウェブサイトへのアクセス方法

- 下記のURLまたは二次元コードから「申込内容確認ウェブサイト」にアクセスしてください。
ジブラルタ生命ホームページからもアクセス可能です。
- 申込手続きの際に、ジブラルタ生命から、ご登録いただいたE-mail宛にお送りしたアカウント情報を入力の上、ログインしてください。
- ログイン後、申込内容等の控え（PDFファイル）の「ダウンロード」ボタンをクリックの上、印刷または保存してください。

ログインページURL <https://nb-service.gib-life.co.jp/customer/login.html>

二次元コード



販売の担当者が保険料を現金または小切手でお預かりすることや、個人名義の口座などジブラルタ生命以外の口座へのお振り込みをお願いすることは一切ございません。また、保険契約とは関係のない投資や出資等の勧誘をすることはありません。第1回保険料相当額をクレジットカード等を利用してお払い込みされる場合、販売の担当者（生命保険募集人）のスマートフォン等のタブレット端末を使用して、保険料の決済をすることは一切ございません。必ずお客さまご自身の端末を使用してお手続きください。

ご契約の成立までにお客さまにお渡ししている 重要な書類・資料の一覧

保険商品のご提案から保険証券のお届けまでに、お客さまにお渡しする重要な書類や資料の一覧です。
ご確認のうえ、受け取っていないものがございましたら、お手数ですがジブラルタ生命コールセンターまでご連絡ください。

ご契約成立までの流れ	書類・資料	内容	お渡しする時期
ご意向の確認と重要事項のご説明	意向確認書 ^{*1}	ご提案したご契約の内容がお客さまのご意向に沿っているか確認いただく書面です。	お申し込み前に署名いただき、契約者に控えをお渡しします。 ^{*1}
	契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)	契約概要/注意喚起情報およびご契約のお申し込みの際にご注意いただきたい事項を記載しています。冊子版・電子版があります。	お申し込み前に契約者へお渡しします。
	お申し込みの際のご確認事項 ^{*1}	「契約締結前交付書面」にてご説明した内容について、十分にご理解いただけたか確認させていただく書面です。	「契約締結前交付書面」の説明を受けられた後に契約者に署名いただき、控えをお渡しします。 ^{*1}
	ご契約のしおり・約款	契約者とジブラルタ生命との間でとりかわす契約の内容となる、お互いの権利義務規定をまとめています。Web版・冊子版があります。受け取られたら「生命保険契約申込書」上でチェック・署名いただきます。	【「ご契約のしおり・約款 (Web約款)」のご案内】または冊子をお申し込み前に契約者へお渡しします。
	特別勘定のしおり ※「変額保険 (有期型)」にお申し込みの場合のみ	「変額保険 (有期型)」で資産運用を行う特別勘定に関する詳細をまとめています。「ご契約のしおり・約款」と同じくWeb版・冊子版があります。受け取られたら「生命保険契約申込書」上でチェック・署名いただきます。	【「ご契約のしおり・約款 (Web約款)」のご案内】または冊子をお申し込み前に契約者へお渡しします。
お申し込みと告知	生命保険契約申込書 ^{*1}	生命保険契約をお申し込みいただく書面です。契約者・被保険者それぞれに自署していただきます。	お申し込み時に契約者と被保険者のそれぞれ控えをお渡しします。 ^{*1}
	告知書 ^{*1}	被保険者ご自身が、告知書の質問に対して、正しくありのままをご記入いただきます。	告知書記入後、被保険者に控えをお渡しします。 ^{*1}
保険料のお払い込み	保険料入金の控え (振込金受取書)	お振り込みの際、金融機関から「振込金受取書」が交付されます。 保険料を現金または小切手で預かりすることや、個人名義の口座などジブラルタ生命以外の口座へのお振り込みをお願いすることは一切ございません。	振込票の控えを保管してください。
保険証券のお届け	保険証券 ^{*2}	ご契約の保険金額や保険期間等、ご契約内容を具体的に記載したものです。ご契約をお引き受けした際には、必ず保険証券をお届けしています。お手元に届きましたら、必ず開封の上内容を確認いただき、大切に保管してください。	必要なお手続き完了後、 <u>おおよそ2週間ほどで郵送します。</u>
	保険料お払込開始のご案内 ^{*2}	ご契約の払込経路により、お申し込み時に設定いただいた2回目以降の保険料お払込方法や前納保険料のお払い込み有無について記載しています。必ず内容を確認いただき、お間違いがないかお確かめください。	保険証券に同封します。

*1 販売担当者の情報端末による電子申込手続きの場合、申込内容等の控えは、お客さま専用の申込内容確認ウェブサイトまたはMyページにてご確認いただけます。(紙面での交付はいたしません)

*2 「保険証券等の電子化に関する特約」を付加した場合は、保険証券および保険料お払込開始のご案内は郵送されず、契約者様専用のMyページに「生命保険証券 (契約成立証明書)」(PDFファイル)をお届けします。

個人情報の取扱いについて

この「個人情報の取扱いについて」は、ジブラルタ生命の生命保険契約への申込（以下、本申込といいます）に伴いジブラルタ生命が取得・利用する個人情報の取扱いについて記載したものです。以下の取扱内容についてご確認のうえ、「機微（センシティブ）情報の取扱い」「個人情報の第三者提供」「契約締結に至らなかった場合や契約消滅後の個人情報の保持」について同意願います。

※本申込において取得・利用する個人情報とは、申込書、告知書等診査関係書類、口座振替依頼書、その他の付属書類等の各種保険契約のお申込時のすべての書類（販売担当者の情報端末による電子申込手続きの場合を含む）や口頭等により取得する個人情報および既に取得している情報をさします。

■利用目的について

ジブラルタ生命は、生命保険業に伴って取扱う個人情報につきましては、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、以下の目的のために取得・管理・利用いたします。なお、本籍地・医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③ジブラルタ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

■機微（センシティブ）情報の取扱いについて

ジブラルタ生命は、個人情報のうち、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報につきましては、特に厳重な取扱いを行い、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金のお支払い、保険商品の開発、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲で、取得、利用または第三者提供を行います。取得した機微（センシティブ）情報等の個人情報は、担当部門以外に、業務上適切な範囲で、契約者・被保険者・生命保険募集人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微（センシティブ）情報等の個人情報には、既に取得しているものも含まれます。また、お申込内容の確認等をさせていただくことがありますが、被保険者様の機微（センシティブ）情報等の個人情報について契約者様より取得する場合があります。

■個人情報の第三者提供について

●再保険の利用

ジブラルタ生命は、各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受けした保険契約の引受リスクを適切に分散するために、再保険*を行うことがあります。この場合、ジブラルタ生命は、再保険会社（外国にある会社を含みます。以下同じ。）が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報等、業務を遂行するために必要な個人情報を、再保険会社に提供することがあります。また、提供する個人情報には保険金受取人、指定代理請求人の情報が含まれる場合がございますので、あらかじめ契約者様よりご説明・ご了解をいただきますようお願いいたします。なお、再保険会社につきましては随時変更されます。お知りになりたい場合には、ジブラルタ生命コールセンターにお問い合わせください。

*再保険会社が、更に、再々保険を行う場合もあります。

●医療機関・その他行政機関等への個人情報の照会・提供

ジブラルタ生命は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いのために、医療機関・その他行政機関等へ、業務上必要な範囲で、既に取得していますものも含め、お申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

●保険料などの決済のための金融機関などへの情報の提供

ジブラルタ生命は、保険料のお受け取り、保険金のお支払いなどお客さまとのお取引の決済のために、あらかじめ特定した利用目的達成のために、業務上必要な範囲で、決済金額、お引落し・お振込口座などの決済に必要な個人情報を、預金取扱金融機関に提供する場合があります。

●団体扱・集団扱等における団体・集団への情報提供

ジブラルタ生命は、勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合には、お客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために、業務上必要な範囲で、お申込内容等の個人情報を提供することがあります。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について

ジブラルタ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および各種共済(※)とともに、保険契約もしくは共済契約等のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報を(一社)生命保険協会に登録しています。また、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等の解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、ジブラルタ生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。制度に基づく個人情報の取扱いについての詳細は、ジブラルタ生命ホームページまたは「ご契約のしおり」をご参照ください。

※契約内容登録制度・契約内容照会制度では、全国共済農業協同組合連合会をさします。支払査定時照会制度では、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をさします。

■ご契約が締結に至らなかった場合や保険期間終了後等の取扱いについて

ジブラルタ生命は、機微(センシティブ)情報を含め、保険契約のお申し込みにおいて取得したまたは既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかったとき、または解約・保険期間満了等により保険契約が消滅した後においても、保持いたします。なお、取得した保険契約申込関連書類等についての返却は原則、行いません。ただし、ご契約が締結に至らなかった場合に限り、返却をご希望される方は、販売の担当者(生命保険募集人)にお申し出ください。

■お問い合わせについて

ジブラルタ生命の個人情報の取扱いについての詳細は、ジブラルタ生命ホームページで公表していますので、これをご確認いただくか、販売の担当者(生命保険募集人)またはジブラルタ生命コールセンターまでお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

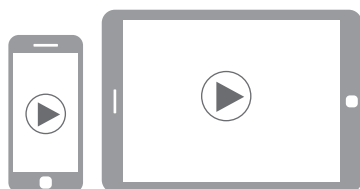
ジブラルタ生命の
ホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

ジブラルタ生命の
コールセンター

〈通話料〉 0120-78-2269
無 料 0120-16-7895(ご高齢のお客さま)

為替リスク・投資リスクやご契約にかかる費用のご説明用動画



外貨建保険にかかる為替相場の変動リスク・変額保険の特別勘定の運用にかかる投資リスク等やご契約にかかる費用について動画でご確認いただけます。お手持ちのスマートフォンやタブレット等で、二次元コードを読み込みアクセスしてください。

米国ドル建終身保険 米国ドル建終身保険 （低解約返戻金型）	契約概要	3～4 39～48	 https://www.gib-life.co.jp/st/ia/movie/gaika_heijun.html
	注意喚起情報	53～58 64～71	
どるフィン [生存給付金特則付米国ドル建終身保険]	契約概要	5～7 39～48	
	注意喚起情報	53～54 64～71	
米国ドル建介護保障付終身保険 （低解約返戻金型）	契約概要	8～10 39～50	
	注意喚起情報	55～58 64～71	
米国ドル建軽度介護保障付終身保険 米国ドル建軽度介護保障付終身保険 （低解約返戻金型）	契約概要	11～14 39～51	
	注意喚起情報	53～58 64～71	
米国ドル建特定疾病保障終身保険 （低解約返戻金型）	契約概要	15～16 39～48・51	
	注意喚起情報	55～58 64～71	
米国ドル建リタイアメント・インカム [米国ドル建年金支払型特殊養老保険]	契約概要	17～18 39～48	
	注意喚起情報	53～54 64～71	
米国ドル建養老保険	契約概要	19～20 39～48	
	注意喚起情報	53～54 64～71	
米国ドル建平準定期保険（100歳満期）	契約概要	21～22 39～48	
	注意喚起情報	53～54 64～71	
米国ドル建初期死亡抑制がん定期保険	契約概要	23～25 39～48	
	注意喚起情報	53～54 64～71	
積立利率更改型一時払終身保険（23）	契約概要	26～33 59～60 64～71	 https://www.gib-life.co.jp/st/gaika/movie_mcvl23.html
	注意喚起情報	59～60 64～71	
変額保険（有期型）	契約概要	34～52 61～63 64～71	 https://www.gib-life.co.jp/st/hengaku/movie_risk.html
	注意喚起情報	61～63 64～71	

MEMO

